

第2期

みんなで、す〜で!

虹色ながさきプロジェクト

長崎市地域まちづくり計画

令和8年度～令和12年度

第2期みんなで、す〜で!ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】

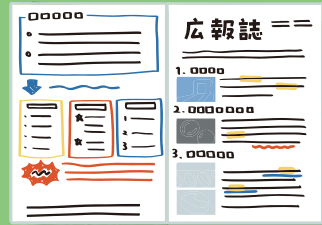
清掃活動



まつり



情報発信



子育て支援



防火防災訓練



防犯活動



地域交流



健康づくり



伝統行事



防火防災訓練



高齢者支援



長崎市

長崎市

はじめに

長崎市長 鈴木 史朗



日頃から、地域のまちづくり活動に温かいご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
地域では、こどもたちの登下校の見守りやご高齢で一人暮らしのお宅への声かけ、清掃活動、防火防災訓練、地域のこどもから大人までみんなで楽しむ夏祭り、伝統行事のペーロン大会など、様々な活動に取り組まれており、私たちの暮らしはそのような地域の力に支えられ、大変心強く感じています。

現在、長崎市は100年に1度の変革期を迎えています。長崎スタジアムシティの開業により、本市は新たな賑わいを生み出し、歴史的な転換点に立っています。また、第1期計画を策定してから、新型コロナウイルス感染症への対応、気候変動による災害の激甚化、デジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は変化し続けています。

同時に、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増え、家族の中だけで解決することが難しい困りごとも増えるなど、生活スタイルや価値観が多様化する中、地域の課題も時代とともに変化しています。

そんな時代だからこそ、地域みんなで助け合う、「地域の力」がますます大事になってきます。

長崎市では、第1期計画のもと、「みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を目指し、地域コミュニティのしくみづくりや行政サテライト機能の再編成を進め、地域を支えるしくみの構築に努めてきました。

この度、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、これからの時代に対応した地域のまちづくりをさらに推進していくため、第2期計画を策定しました。

「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト」という名称には、多様性を尊重しながら、現状から明るい未来への懸け橋になりたいという思いが込められています。虹色という言葉が示すように、地域には様々な人がいて、まちづくりの形も一つではありません。それぞれの地域の特性を活かした多彩な取り組みが、長崎市全体を彩っていくのです。

100年に1度の変革期を迎える中でも、変わらず大切にしたいのは「人と人とのつながり」です。むしろ、大きな変化の時代だからこそ、地域のつながりを深め、お互いが持つ強みを活かしながら、地域と市、関係機関が力を合わせて地域のまちづくりを進めていくことが重要です。

この計画の実現に向けては、市民一人ひとり、地域、市、関係機関が連携・協働して取り組むことが不可欠です。多くの市民の皆様にご一読いただき、地域のことを考えるきっかけにさせていただいて、みんなで地域のまちづくりに取り組んでいきましょう。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました地域コミュニティ推進審議会の皆様、地域コミュニティ連絡協議会のほか各地域団体の皆様、市民アンケートにご協力いただいた皆様に心からお礼申し上げます。

令和8年3月

計画の名称 に ついて

「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト」の名称は、地域コミュニティ推進審議会の委員の皆様にご提案いただき決定したものです。地域にはいろいろな人がいて、まちづくりは地域によって異なり多様性がある、また、現状から明るい未来への懸け橋になるという意味が込められています。みんなでまちづくりに取り組もうという思いを、皆さんに身近に感じていただくよう長崎弁で呼びかける言葉で表現しました。



地域共生社会の実現を目指して

社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会

会 長 橋田 慶信



近年、長崎市は全国に先駆けて高齢化と人口減少が進行し、令和6年3月末時点の高齢化率は34.5%に達しております。さらに、核家族化や生活の多様化により、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

こうした社会情勢の中、生活課題は高齢、障がい、子育て、貧困などが複雑に絡み合い、単一の制度や機関だけでは解決が困難な複合化・多様化の様相を呈しています。また、社会全体のつながりが希薄化する中で、孤独・孤立の問題も顕在化しており、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、孤立することなく、その人らしい生活を送ることができるような社会にしていこうと、改めて強く求められています。

長崎市社会福祉協議会は、これまで「誰もが**ふ**だんの**く**らしの中で**し**あわせを感じられる笑顔あふれるまち“ながさき”」を目指し、長崎市とともに地域における支え合いの取組みを支援してまいりました。

現行の「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト」の成果を踏まえ、本計画では、これらの複合化・多様化した課題を地域全体で「丸ごと受け止める」包括的な支援体制をさらに強化し、地域共生社会の実現を目指します。

これからも、地域福祉の推進主体として、民生委員・児童委員をはじめ、社協支部や自治会、NPO、企業、学校など、あらゆる関係機関・団体との多分野・多世代にわたる連携を一層強化し、地域での支え合いの基盤づくりを推進してまいります。そして、市民の皆様一人ひとりが、地域の「支え手」として、それぞれの強みを活かし、力を合わせていくことを心から願っております。

本計画の着実な推進には、市民の皆様、関係各位の一層のご理解とご協力が不可欠です。長崎市社会福祉協議会は、この計画の実現に向け、市民の皆様や関係機関・団体の方々と手を携えながら、地域福祉の推進に努めて参りますので、今後ともより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なるご協力を賜りました委員の皆様、関係各位の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和8年3月

命と暮らしを守る最後の砦

長崎市地域コミュニティ推進審議会

会 長 西村 宣彦

(長崎大学経済学部教授)



長崎市では、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。少子高齢化や若年層の流出など、要因は複合的であり、その影響は地域社会のあらゆる場面に及んでいます。とりわけ、自治会をはじめとする地域コミュニティへの加入者数が年々減少していることは、地域の基盤そのものが揺らいでいることを示しています。

一方で、私たちを取り巻く環境は決して静的ではありません。地震や大型台風、集中豪雨、さらには大規模火災など、地球温暖化の影響も相まって、自然災害は激甚化・頻発化しています。こうした非常時において、日頃から顔の見える関係が築かれている地域コミュニティの存在は、命と暮らしを守る最後の砦となります。人口が減り、担い手が少なくなる中だからこそ、地域のつながりの重要性は、これまで以上に高まっていると言えるでしょう。

そのような状況の中で、「第2期みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」が策定された意義は極めて大きいものがあります。人口が増え続けることを前提としてきた従来のまちづくりの考え方は、もはや通用しません。限られた人材や資源を前に、行政、地域、事業者、そして一人ひとりの市民が役割を分かち合い、支え合う新しい発想が求められています。また、長崎市では100年に一度の街づくりが進められ、見違える街並みが生まれ、また、ヴィファレン長崎がJ1に昇格するなど、新たな兆しも生まれています。

本計画は、多様性を認め合い、誰一人取り残さない「虹色のまち」を目指すための羅針盤です。人口減少という厳しい現実から目を背けるのではなく、それを前提に、みんなで知恵と力を結集して未来を切り拓いていく。その第一歩として、本計画が市民一人ひとりの行動につながることを期待するとともに、私自身も地域とともに歩み続けていきたいと考えています。

令和8年3月

目次

1 計画の基本的な考え方について

- (1) 計画策定の趣旨と経過…………… 1
- (2) 計画の概要・位置付け…………… 3
- (3) 計画の期間…………… 3

2 長崎市の現状

- (1) 人口の推移…………… 5
- (2) 世帯人数の推移…………… 5
- (3) 人口構成…………… 6
- (4) 自治会加入率の推移…………… 6

3 第2期計画を策定するにあたって

- (1) 計画策定の検討過程…………… 7
- (2) 第1期計画の検証による成果と課題…………… 11
- (3) 地域自治を進めるために必要な視点…………… 17

4 目指す地域の姿

- (1) 目指す地域の姿と2つの柱…………… 18
- (2) 計画の体系図…………… 19

5 目指す地域の姿を実現するために

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ…………… 22
- (2) 様々な人や団体が参画し連携する…………… 26
- (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む…………… 29
- (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む…………… 38

柱2 未来へつなげる体制づくり

- (1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める… 43
- (2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む…………… 49
- (3) 地域への支援体制を強化する…………… 54

6 計画の推進・進行管理

- (1) 計画の推進…………… 64
- (2) 進行管理…………… 64
- (3) 目標指標…………… 64
- (4) 方向性の進捗をはかる指標…………… 65

7 参考資料

- (1) 長崎市地域コミュニティ推進審議会…………… 67
- (2) 長崎市地域コミュニティ推進本部…………… 68
- (3) 長崎市社会福祉協議会…………… 69
- (4) 長崎市よかまちづくり基本条例…………… 71
- (5) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例… 74

1

計画の基本的な考え方について

(1) 計画策定の趣旨と経過

ア 趣旨

地域を取り巻く環境は、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化など社会情勢が大きく変化しています。地域においては、一人暮らしの高齢者の増加、ひきこもりや生活困窮、虐待、孤立死など深刻な問題が顕在化し、地域課題は複雑化・多様化してきています。

私たちが暮らす長崎市においても、自治会加入率の低下、地域活動への参加者減少、地域団体の役員の担い手不足などにより、地域における連帯感が希薄化し、自助・共助の力が弱まっています。しかし、そのような中でも、様々な分野において自治会をはじめそれぞれの団体が目的に応じて活動に取り組み、地域課題の解決に大きな役割を果たしていただいています。

このような状況を踏まえ、長崎市は、地域コミュニティの力を強化するため、「地域コミュニティのしくみづくり」と「行政サテライト機能再編成」を推進し、地域を支える新たなしくみを構築しました。

第1期計画期間においては、この取組みにより、地域の各種団体間が連携して課題解決に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」が約6割の地区で設立され、課題解決に主体的に取り組む地区が

増えています。市は4か所の総合事務所と20か所の地域センターにまちづくり支援職員を配置し、地域の特性に応じたきめ細やかな支援を行っています。

このように、第1期計画では、地域コミュニティ連絡協議会の設立を通じて、地域のつながりを強めるための体制づくりやまちづくり支援職員による地域のまちづくりを支援する体制の整備に注力してきました。

第2期計画期間では、さらに地域のつながりを強めるため、協議会の全地区設立を目指すとともに、安定的かつ持続可能な地域のまちづくりの推進において、喫緊の課題である地域活動の担い手づくりに取り組むという方向性を強調することで地域と市などが協働して取り組んでいくこととします。

最終的な目標は、多様な主体がそれぞれの強みを活かし、連携・協働しながら安定的かつ持続可能な地域自治が実現することです。この計画は、「地域コミュニティを支えるしくみ」を活用し、地域の力を最大限に引き出すことを目的としています。

イ 経過

本市では、社会福祉法に基づき、「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち」を目指し、平成23年度に第1期地域福祉計画、平成28年度に第2期地域福祉計画を策定しました。

この計画は、長崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の「地域福祉活動計画」と一体的に策定して、市社協と協働し地域福祉の推進に取り組んできました。

一方、平成23年度から地域コミュニティのしくみ

づくりプロジェクトにおいて、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行うための地域を支えるしくみづくりを行い、平成31年3月には「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例^{※1}」を施行しました。

また、平成29年10月からはまちづくりを支援する職員を配置する等、市と市民が協働して地域におけるまちづくりを推進しています。

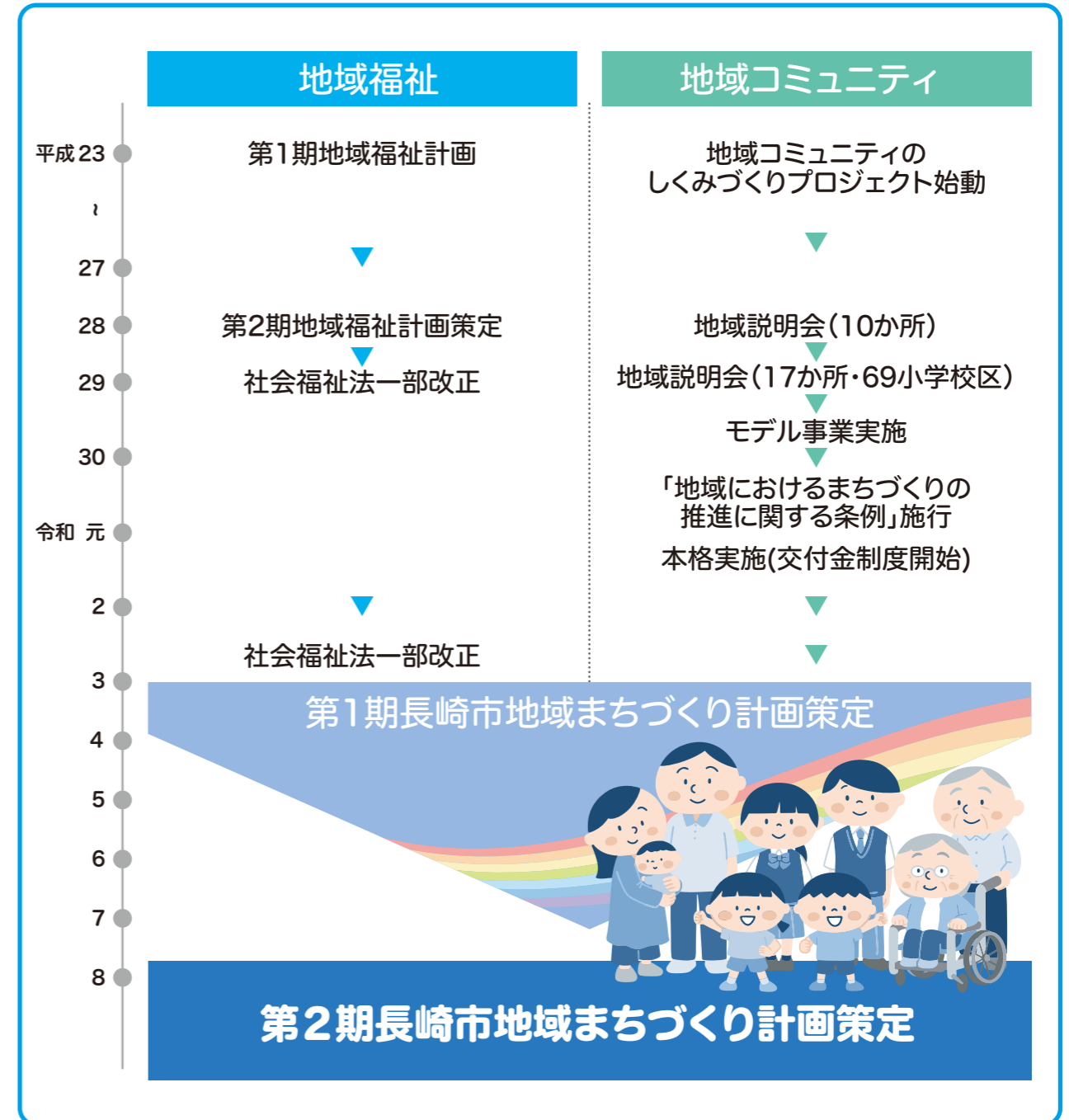
国においても、「地域共生社会」の実現に向けて平成29年度に社会福祉法を改正し、①地域住民が地域課題の解決を図ること、②市は地域課題の相談に包括的に応じる体制（複雑な地域課題に関する相談を丸ごと受け止める体制）を整備することを追加し、令和3年4月の法改正では重層的支援体制整備事業^{※2}が創設され、更なる地域福祉の推進を求めています。

そのため本市では、地域におけるまちづくりを

より一層推進する中で地域福祉の推進も図られると考え、令和3年度に地域福祉計画を包含した「長崎市地域まちづくり計画」を策定しておりましたが、第1期の計画期間が満了したことを受け、このたび第2期計画の策定を行いました。

なお、これまでと同様に、地域福祉の推進には、市社協との連携が必要であることから、「地域福祉活動計画」の要素も併せもつものとし

経過イメージ図



※1 74ページ「7参考資料(5)長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」参照

※2 59ページ「5目指す地域の姿を実現するために(コラム)地域共生社会の実現に向けた取組み」参照

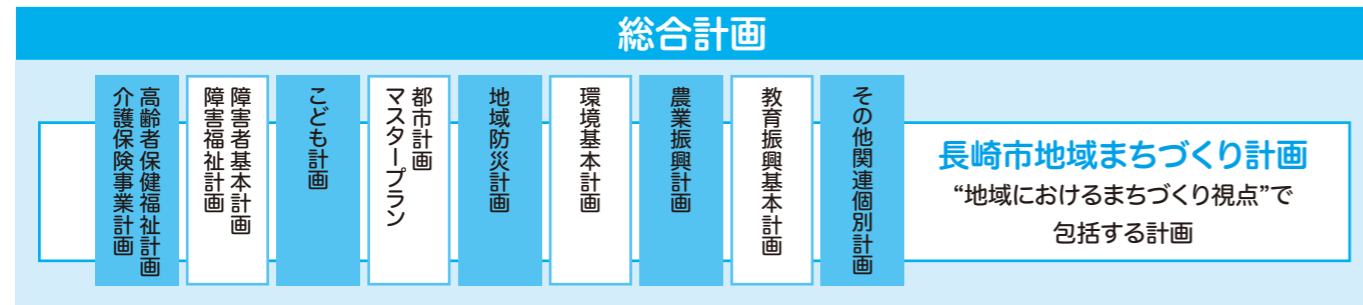
(2) 計画の概要・位置付け

長崎市地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、**安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画**とします。

また、地域におけるまちづくりの推進は、地域福祉のほか、防犯防災、生活環境、教育文化、地域振興など様々な分野に関わることから、本市の

各個別計画と整合を図り、“地域におけるまちづくりの視点”で包括する計画と位置づけます。

長崎市地域まちづくり計画と総合計画・個別計画との関係イメージ図



(3) 計画の期間

本計画は、第2期として令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。



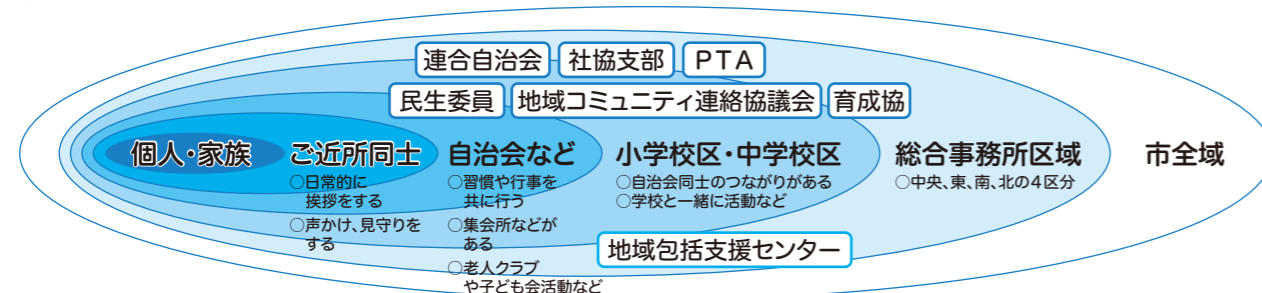
コラム

圏域のとらえ方

地域のまちづくりは、個人や家庭、ご近所同士や自治会から、小学校区・中学校区、総合事務所の範囲、市全域といった様々な圏域において取り組まれています。

地域課題は容易に解決できるものから、複雑・困難で専門的な支援が必要なものまで、極めて多様です。それらに柔軟に、迅速に、適切に対応していくために、重層的な圏域でとらえ、圏域ごとの機能や特性を把握して、それぞれの特性を活かせるしくみや活動の展開を考えていく必要があります。

様々な圏域と関係団体、機関のイメージ図



コラム

長崎市よかまちづくり基本条例

この条例は、「自分たちのまちは自分たちでつくろう」という理念のもと、市民の皆様、議会、行政が協働してまちづくりを進めるための指針として制定されました。

平成27年12月1日の制定から、令和7年12月で制定10周年を迎え、この10年間、地域活動やボランティア、各協議会への参加など、多くの市民の皆様がまちづくりに関わっていただき、住みよい長崎を目指したまちづくりが着実に進んできました。

大切な3つのルール

情報共有

まちづくりの取組みに応じて、まちづくりの担い手の間で、行政が伝える情報だけではなく、それぞれが持っている情報を、必要に応じて共有すること

例えば

○地域コミュニティ連絡協議会では、地域の課題やまちの未来についての話し合いを行っています。

参画

市民の皆さんが当事者意識を持って、自らの意思でまちづくりに参加すること

例えば

○「ながさき型地域貢献企業等」に認定している事業所が清掃活動やまつりなどの地域活動に参画しています。

協働

あらゆるまちづくりの担い手同士がつながり、強い信頼関係のもと、それぞれの強みを出し合い、助け合い協力して、まちづくりに取り組むこと

例えば

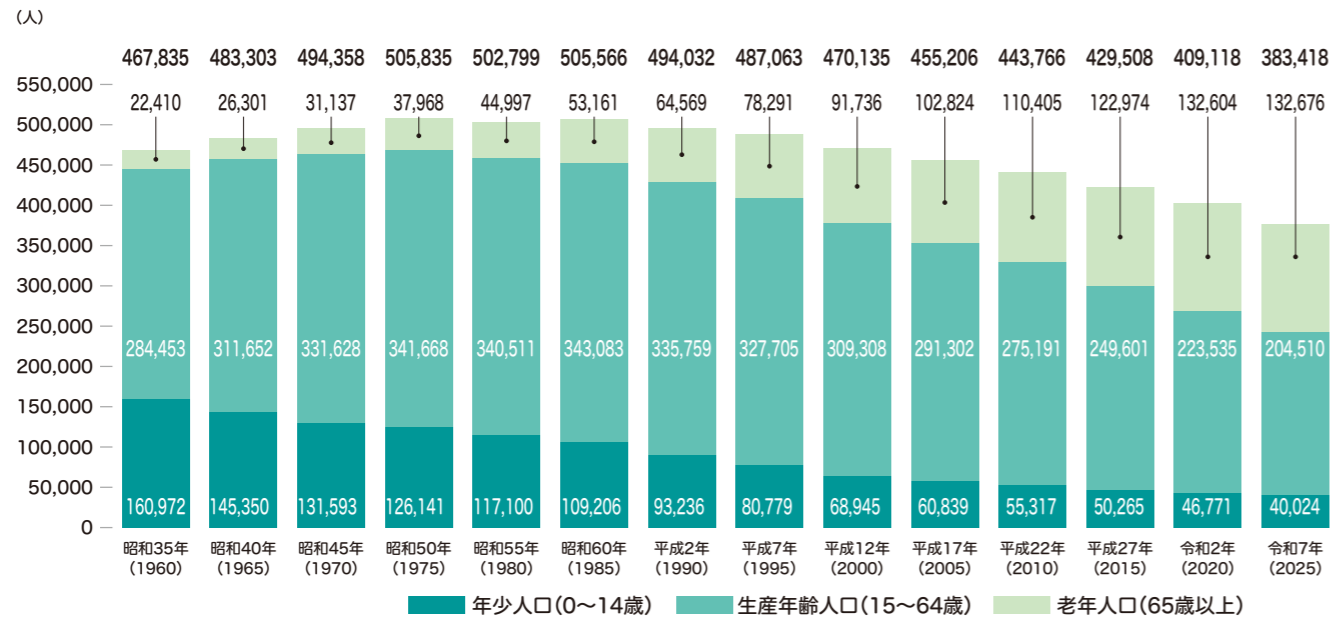
○市民活動団体や専門家と協議し、市民が学び、体験できる機会の創出に取り組んでいます。



(1) 人口の推移

長崎市の総人口は、昭和60年を過ぎた頃から減少傾向にあります。

年少人口(15歳未満)が減少の一途をたどる中、老年人口(65歳以上)の増加が継続しており、少子化と高齢化が同時に進行している状況となっています。

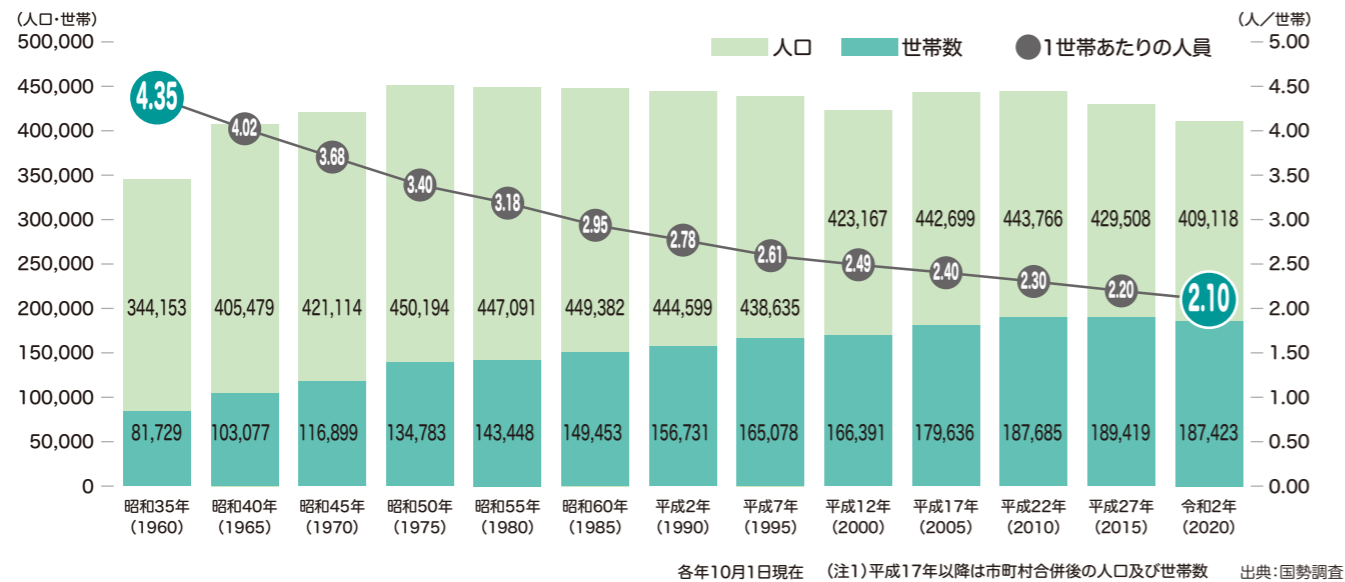


(注1)市町村合併の旧町の人口を含む。(注2)総人口には年齢不詳含む。(注3)令和7年の人口は令和2年国勢調査人口を基にした推計人口。 出典:国勢調査

(2) 世帯人数の推移

単身世帯が増加し、一世帯あたりの人数は、減少傾向にあります。

一世帯あたりの平均世帯人員は、昭和35年には4.35人だったのが、令和2年には2.10人となり、世帯の小規模化が進んでいます。

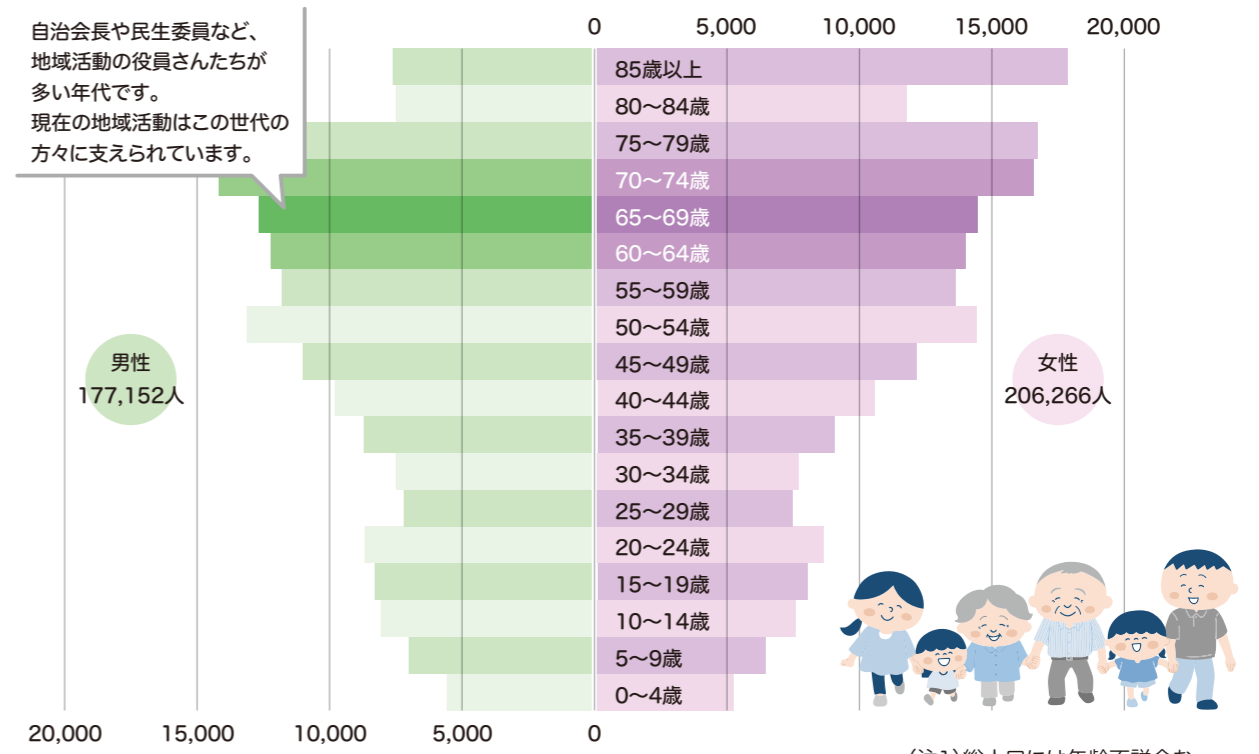


各年10月1日現在 (注1)平成17年以降は市町村合併後の人口及び世帯数 出典:国勢調査

(3) 人口構成

令和2年国勢調査人口を基にした令和7年の推計人口による人口構成を見ると、70歳代の人口が多い状況です。

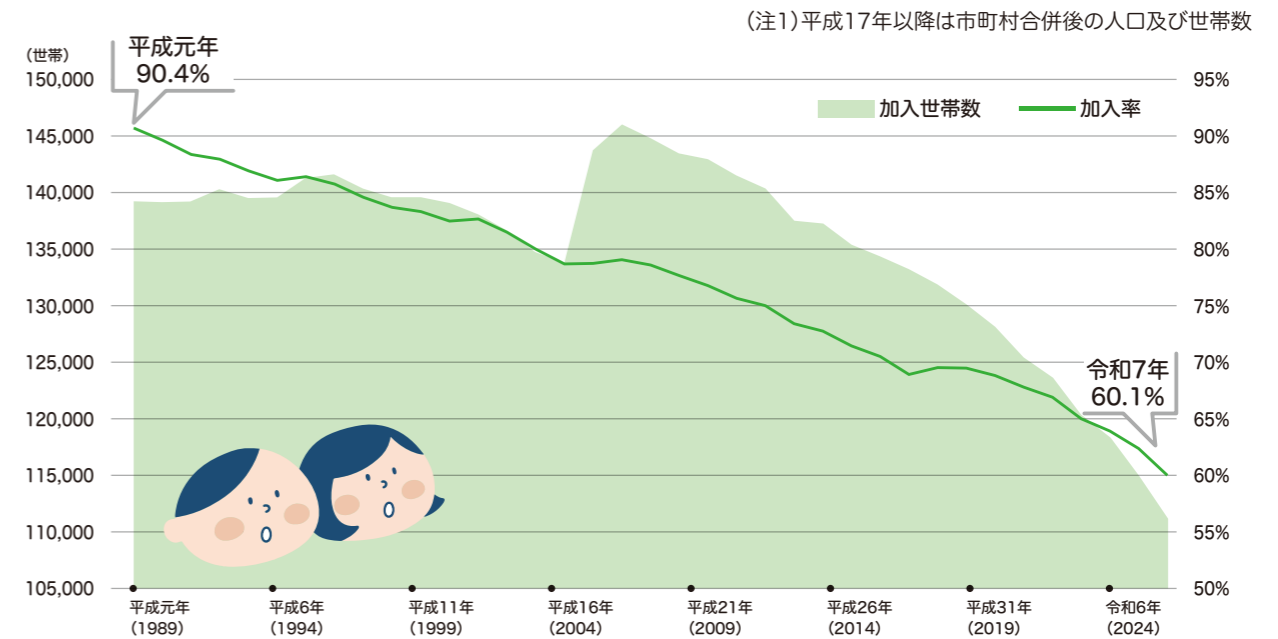
現在、主に地域活動を支えている60歳代、70歳代の方々が、10年後20年後には支えられる側となり、支える世代よりも支えられる世代の方が人口が多い構図となっていくことが予想されます。



(注1)総人口には年齢不詳含む。

(4) 自治会加入率の推移

自治会加入率も減少傾向にあり、平成元年は90%を超えていましたが、令和7年は60.1%となっています。



(注1)平成17年以降は市町村合併後の人口及び世帯数

(1) 計画策定の検討過程

ア 検討過程のポイント

地域自治を推進するためには、市役所内の関係部局の連携だけでなく、地域で取り組む際に中心となる地域団体等の主体的な参画が重要となっ

てきます。そのため、市民アンケート調査や地域自治の担い手となる様々な主体の方々にも意見をいただき、計画策定を進めました。

イ 計画策定に係る審議及び意見聴取

(ア)長崎市地域コミュニティ推進本部

市では、市長を本部長とし、関係部局長を委員とした長崎市地域コミュニティ推進本部を設置し、本部会議、幹事会など全庁体制で計画の見直しを行いました。



(イ)長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体、福祉・介護関係団体、医療・保健関係団体、教育関係団体、子ども・青少年育成関係団体、防災関係団体、防犯関係団体、公益活動団体、産業関係団体、金融関係団体、学識経験者、市民(公募委員)など20名の委員で構成された同審議会において審議いただき、様々なご意見をいただきました。



(ウ)市民からの意見聴取

a 市民アンケート調査の実施

18歳以上の長崎市民2,000人(無作為抽出)を対象に、近所づきあいや地域活動への参加状況などの現状を把握するためアンケート調査を実施しました。



- ・調査期間：令和6年12月1日～令和7年1月6日(37日間)
 - ・調査方法：郵送及び電子申請方式
 - ・回収状況：回収数 964人 回収率 48.2%
(郵送:736人 電子申請:228人)
- 詳しくは、長崎市ウェブサイトに掲載していますので、ご覧ください。

長崎市 虹色プロジェクト で検索

b 地域コミュニティ連絡協議会との意見交換

令和6年度末時点で設立されていた48協議会のうち、代表者会議にご出席いただいた43協議会の会長や副会長、事務局長、部会長など計145名の皆さんと将来に向けた担い手づくりや協議会の役割や意

義などについて意見交換を行いました。協議会からは、自治会・PTA・育成協・民生委員など、構成団体である様々な団体の方々が出席されました。

開催日・出席人数	中央ブロック①	令和7年7月15日	34名
	東ブロック	令和7年7月17日	26名
	中央ブロック②	令和7年7月22日	35名
	南ブロック	令和7年7月24日	29名
	北ブロック	令和7年7月29日	21名



主な意見(一部抜粋)

協議会の意義や役割について

- 地区全体の声がひろえるようになった
- 世代を超えて知り合いができた
- 自治会だけでは継続が難しいことができるようになった

担い手確保について

- 複数団体が連携した事業の実施
- 参加しやすい会議日程の調整といった運営の工夫
- 他団体との意見交換の場を設ける
- 学生と連携して事業を行う

※詳細については47・48ページ参照

c 大学生との意見交換

令和7年5月に長崎大学経済学部(2年生・35名)と長崎純心大学人文学部(3.4年生・33名)の学生の皆さんと講義の一環として意見交換を行いました。



主な意見(一部抜粋)

1 どのような地域に住みたいと思いますか？

- 人とのつながりが多い地域 ●こどもから高齢者まで広い世代と関わりを持てるようなまち
- 何かが起こった時も互いに助け合える地域 ●安心して生活ができる地域(防犯、治安維持)
- こどもたちが住みやすい地域 ●生活に必要なものがすぐ手に入るコンパクトなまち

2 1のような地域にするためには、ということが大事だと思いますか？

- 地域の交流の場 ●人と人のつながりを大切にすること ●自治会の活性化 ●インフラ整備
- いろいろな世代で討論を気軽にできる場 ●日頃からあいさつをしたり地域活動に参加する

3 1のような地域にするために、どのようなことだったら自分も取り組めると思いますか？

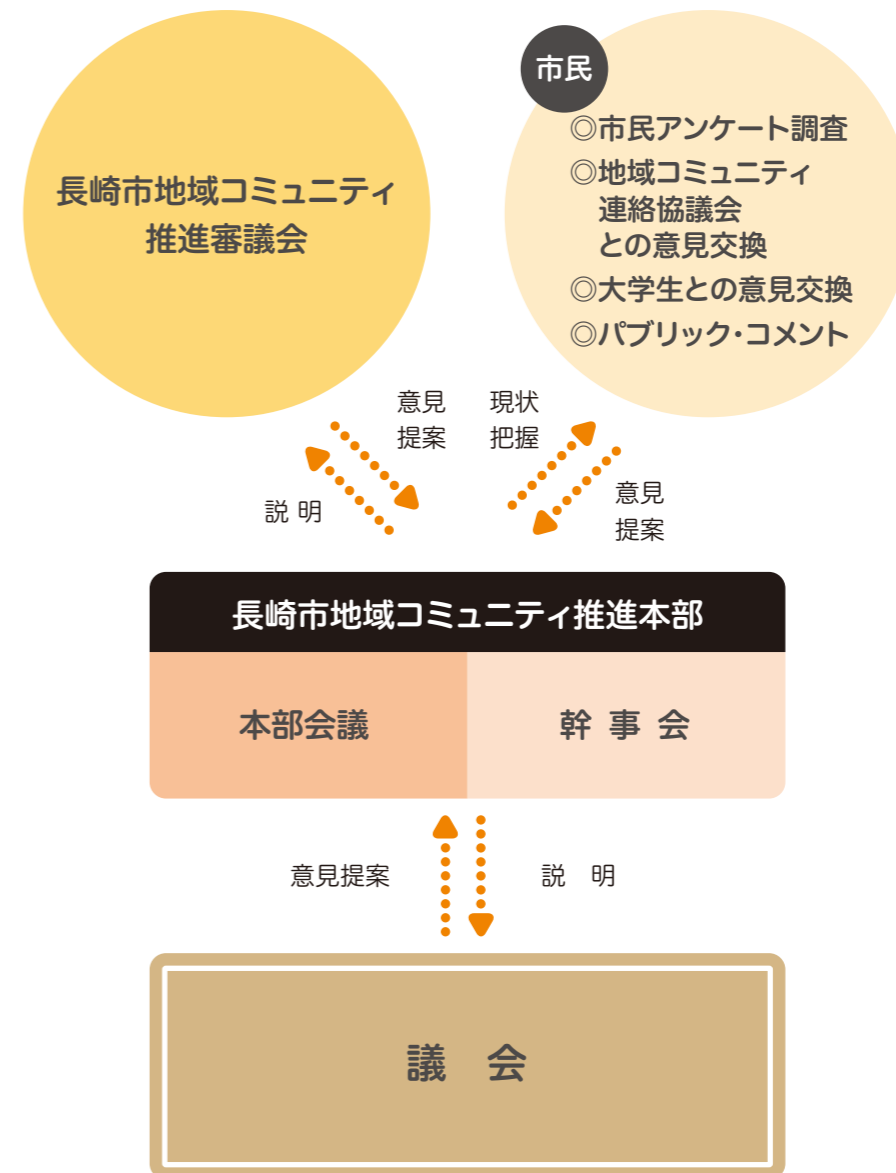
- 地域イベントへの参加と参加の呼びかけ ●自治会に参加 ●日頃からあいさつをする
- ボランティアとして参加したり広報活動をおこなう ●様々な地域活動を知って学ぶ
- ゴミの分別 ●こどもからお年寄りまで楽しめるような行事・活動を考える



d パブリック・コメントの実施

計画案について市民からの意見を幅広く募集するため実施しました。
・調査期間: 令和7年12月9日～令和8年1月7日(30日間)

参考 計画の策定体制イメージ図



(2) 第1期計画の検証による成果と課題

第1期計画の推進に当たっては、ア目標指標・イ方向性の進捗をはかる指標を設定するとともに、各地域団体の活動状況なども併せて進行管理していくこととしていました。

ア 目標指標について

次の4つの目標指標を定めて計画を推進してきた結果、直近値(基準値)である令和元年度の値から5年後の令和6年度の目標値と実績値において検証を行いました。結果は次のとおりです。(各指標に係る分析は、11ページから15ページを参照)

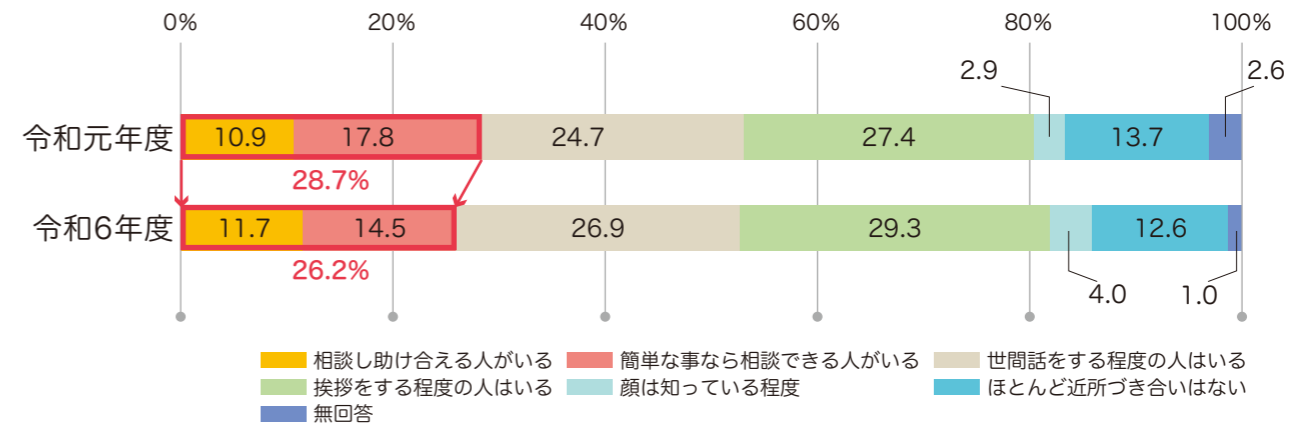
目標指標	指標の説明	直近値 令和元年度	実績値 令和6年度	目標値 令和6年度	検証結果
(1) 近所に助け合える人がいる人の割合	地域の支え合いの進展に関する指標 直近値から毎年度1ポイント増を目標とする	28.7%	26.2%	33.7%	・令和元年度から2.5ポイント減少し、達成率は77.7%である
(2) 地域活動等に参加したいと思う人の割合	地域福祉に対する意識の向上に関する指標 直近値から毎年度1ポイント増を目標とする	82.4%	84.4%	87.4%	・令和元年度から2.0ポイント増加し、達成率は96.6%である
(3) 地域活動等に参加している人の割合	地域への貢献意欲の向上に関する指標 直近値から毎年度1ポイント増を目標とする	59.4%*	54.9%	64.4%*	・令和元年度から4.5ポイント減少し、達成率は85.2%である
(4) 自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合	地域への関心度の向上に関する指標 75.0%を目標とする	70.5%	75.6%	75.0%	・令和元年度から5.1ポイント増加し、達成率は100.8%である

※令和元年度直近値、令和6年度の目標値の算出方法に錯誤が判明したため補正



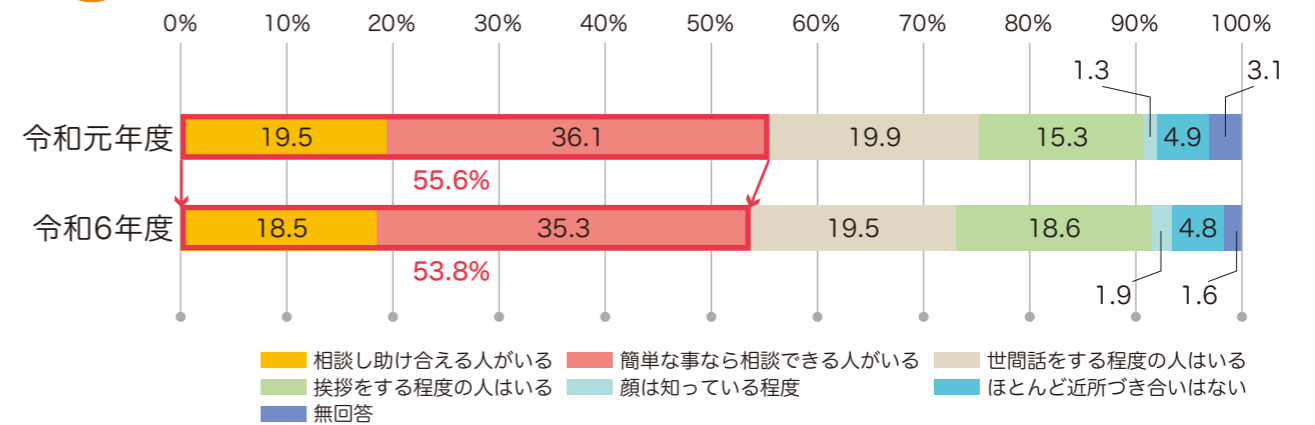
(ア) 目標指標1の結果と分析(市民アンケート調査より)

目標指標1: 近所に助け合える人がいる人の割合(現状)

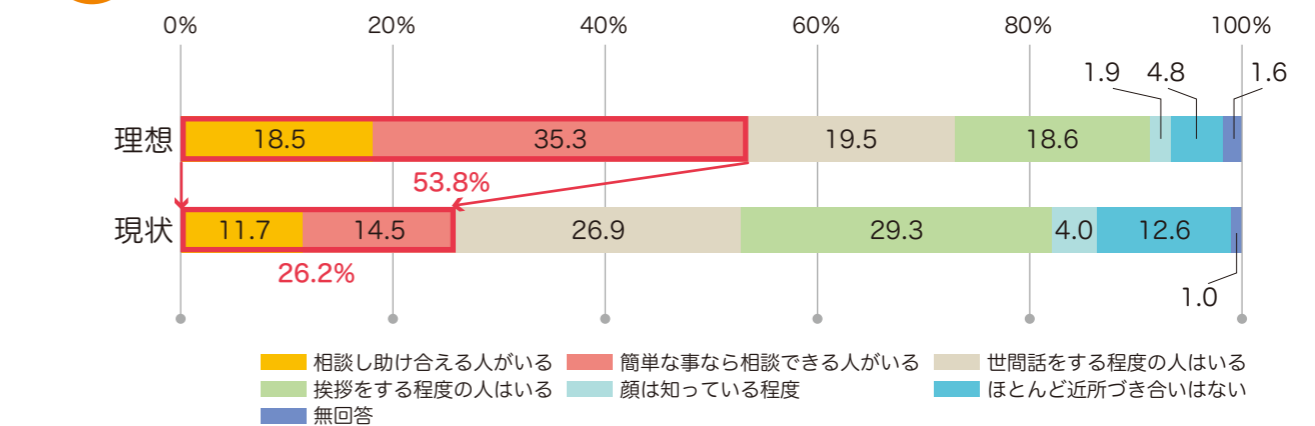


近所づき合いがある(「何かで困ったときには相談し助け合える人がいる」+「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」)は26.2%であり、令和元年度の28.7%から2.5%下降している。

参考 目標指標1関連: 近所に助け合える人がいる人の割合(理想)



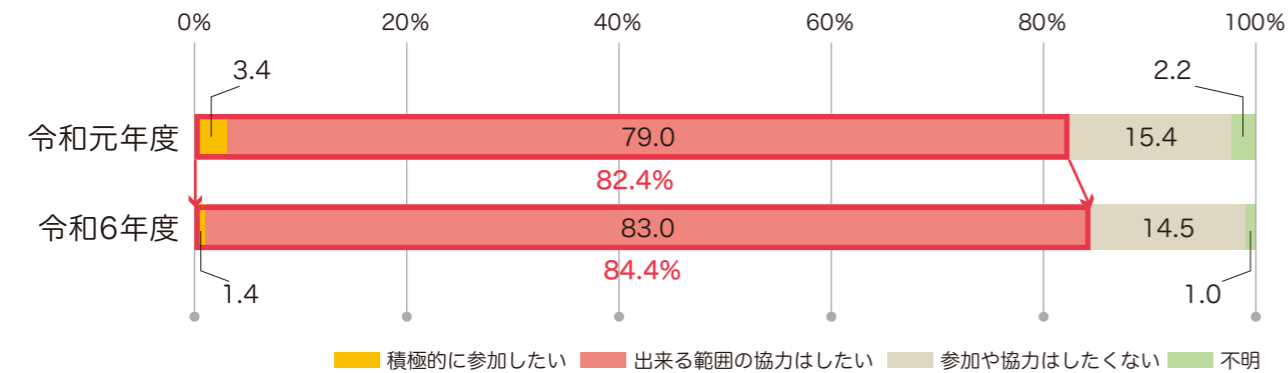
参考 目標指標1関連: 近所に助け合える人がいる人の割合(現状と理想の比較)[R6年度]



アンケートの結果から、近所に助け合える人の「現状」と「理想」を比較してみると、理想は53.8%で現状は26.2%となっており、理想と現状で27.6%のギャップが生じています。「近所に助け合える人がいる」ことを望んでいることがわかりますので、今後もより一層近所同士で助け合える関係を築くための地域での取り組みや市の支援が必要であると考えます。

(イ) 目標指標2の結果と分析(市民意識調査より)

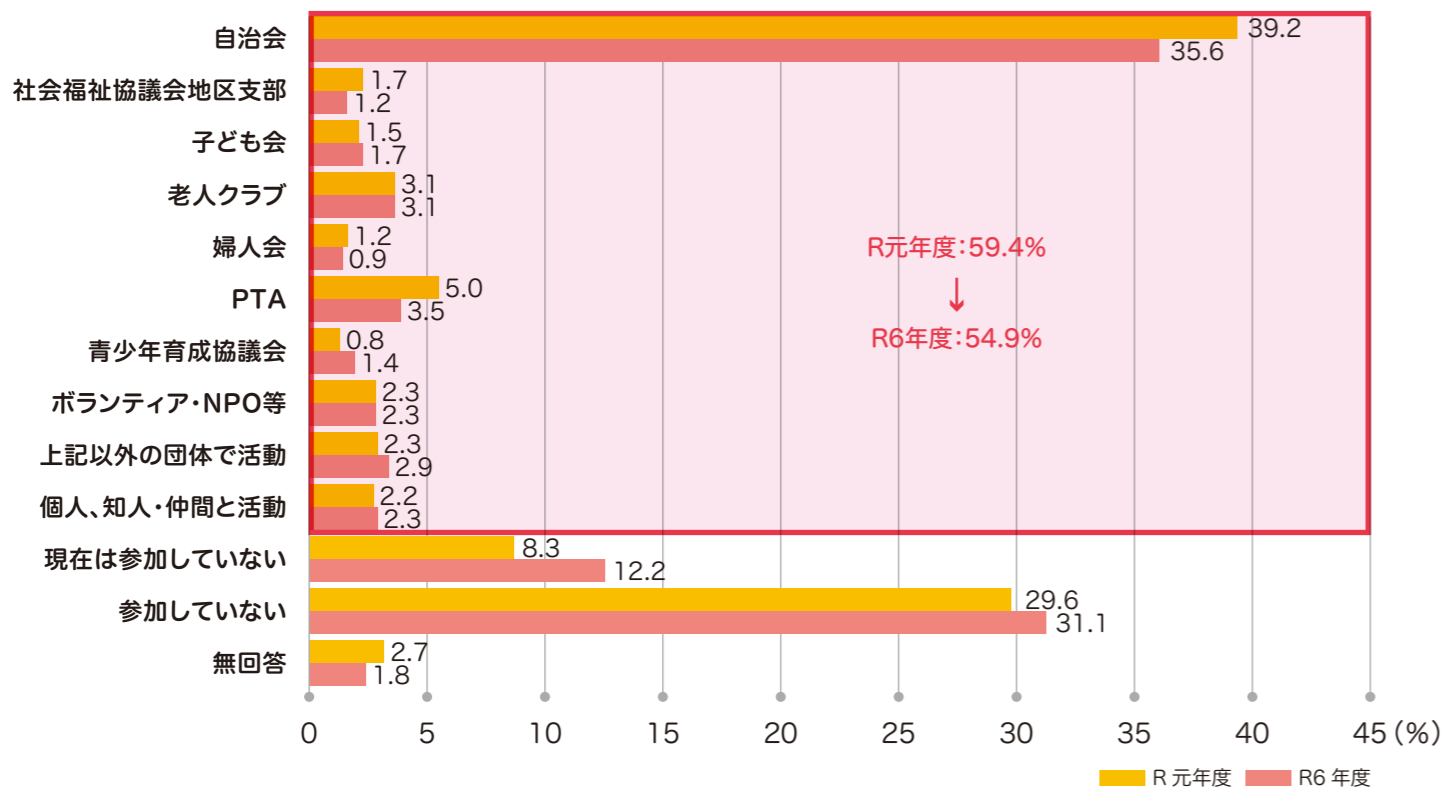
目標指標2: 地域活動等に参加したいと思う人の割合



参加したいと思う(「積極的に参加したい」+「出来る範囲の協力はしたい」)は84.4%であり、令和元年度の82.4%から2.0%上昇している。

(ウ) 目標指標3の結果と分析(市民アンケート調査より)

目標指標3: 地域活動等に参加している人の割合



「参加していない」、「以前参加していたが、現在は参加していない」及び「無回答」をあわせた45.1%を差し引くと、何らかの活動に参加している人は54.9%であり、令和元年度の59.4%から4.5%下降している。

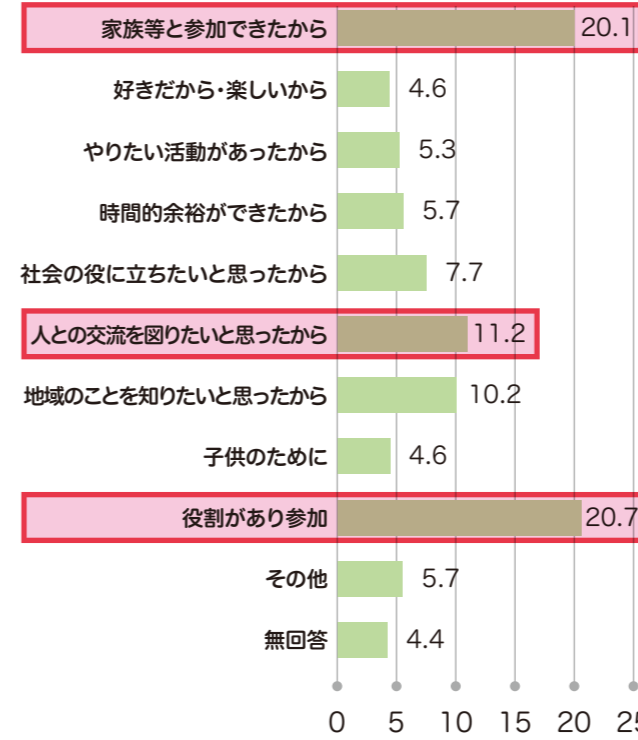
調査の結果から、地域活動等に参加したいと思う人は8割を超えているが、実際に参加している人は5

割程度と、理想と現状にギャップが生じており、3割程度の方が、参加したいと思っているが実際には参加につながっていないという現状となっていることがわかります。

このことから、高い割合で参加や協力をしたいという方がいることが見えますので、今後このような方たちを参画につなげていくことが課題になると考えます。

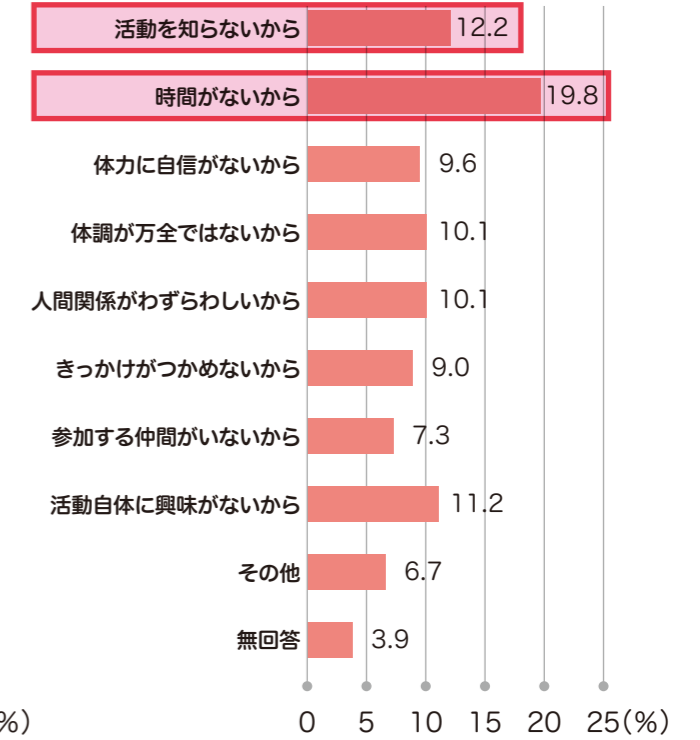
参考 目標指標3関連: 地域活動等に参加している・していない理由

地域活動に参加している理由



地域活動に参加している理由の、「家族等と参加できたから」「役割があるから」や、参加していない理由の、「活動を知らないから」という意見

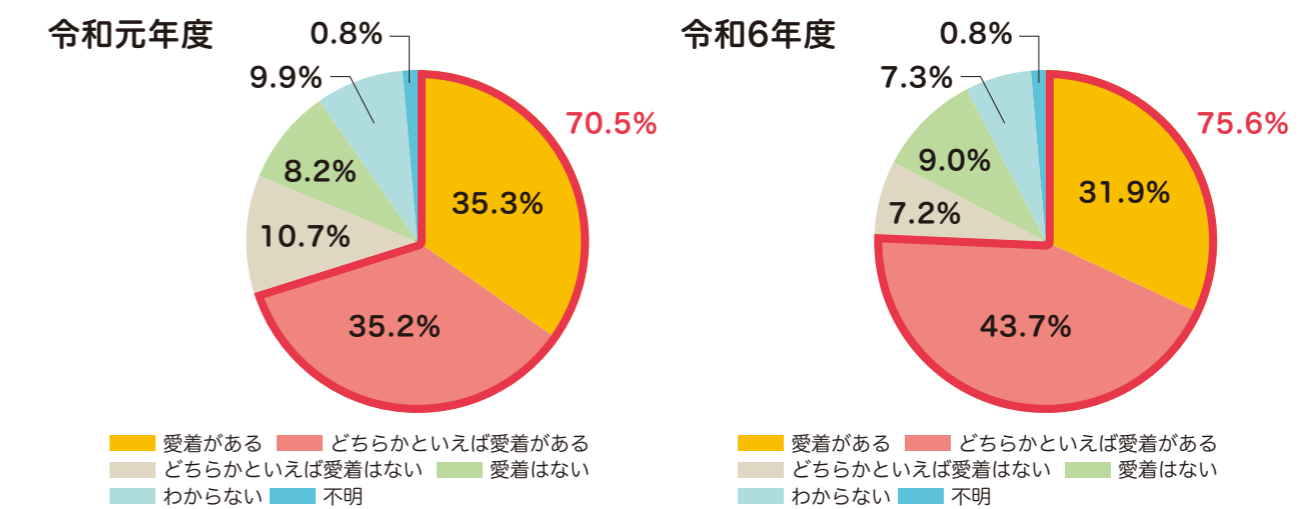
地域活動に参加していない理由



については、活動の担い手を確保していくための参加の動機づけや取組みのヒントとなります。

(エ) 目標指標4の結果と分析(市民意識調査より)

目標指標4: 自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合

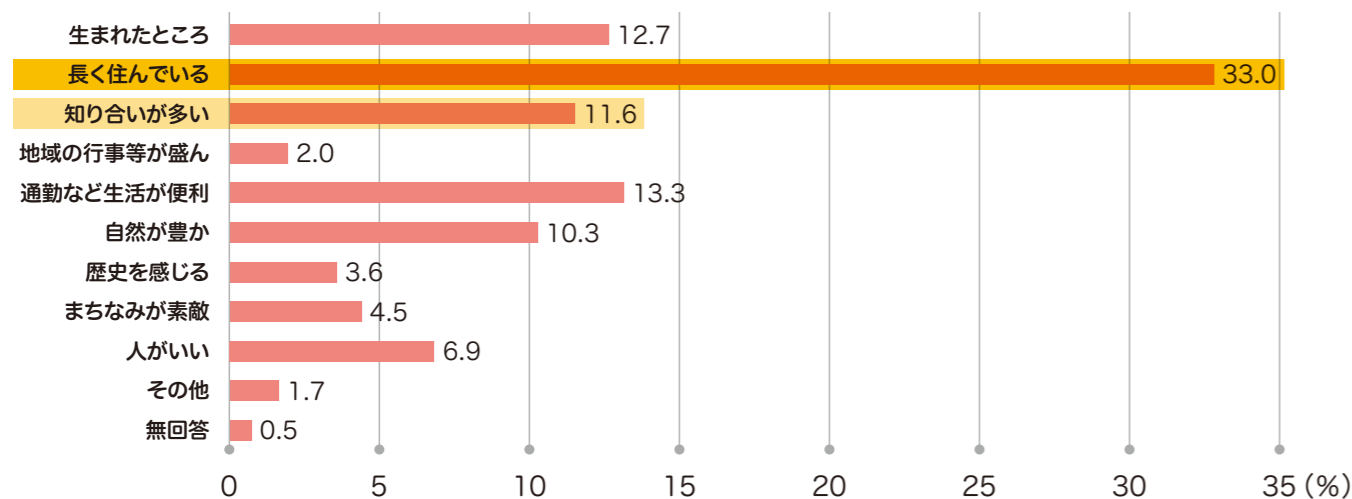


愛着を持っている(「愛着がある」+「どちらか」といえば愛着がある)は75.6%であり、令和元年度の70.5%から5.1%上昇している。

何か一つの取組みをもって上昇するものではないと思いますが、自治会や地域コミュニティ連

絡協議会などの皆さんが地域のために取り組んできた成果がこの割合の上昇に貢献しているのかもしれませんが、地域への愛着心を高めることが、地域への関心の向上、ひいては活動への参画につながるのではないかと考えます。

参考 目標指標4関連:お住まいの地域に愛着がある理由



(注)調査結果は、回答件数の合計に対する百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、百分率の計が100%にならない場合がある。

イ 方向性の進捗をはかる指標について

総合計画や各個別計画において、各事業の進捗をはかるため設定している目標値を用いて、方向性の進捗をはかる指標を定めており、直近値(基準値)で

ある令和元年度の値から5年後の令和6年度の目標値と実績値において検証を行いました。結果は次のとおりです。

指標	令和元年度		令和6年度進捗	
	直近値	目標値	実績値	達成率
柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり				
(1)一人ひとりが地域に関心を持つ				
自治会加入率	68.7%	69.7%	60.1%	86.2%
井戸端パーティーの専用サイトの延べ閲覧者数及び企画掲載件数	【閲覧者数】 8,554人 【掲載件数】 146件 R2.10.1~R3.1.31	【閲覧者数】 37,570人 【掲載件数】 639件	【閲覧者数】 80,948人 【掲載件数】 389件	【閲覧者数】 215.5% 【掲載件数】 60.9%
(2)様々な人や団体が参画し連携する				
自治会加入率【再掲】	68.7%	69.7%	60.1%	86.2%
市民活動センター登録団体数	200団体 【R2.4.1】	255団体	195団体	76.5%
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】	17地区	61地区	48地区	78.7%

指標	令和元年度	令和6年度進捗		
	直近値	目標値	実績値	達成率
柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり				
(3)暮らしやすいまちづくりに取り組む				
地域の防火防災訓練実施率	10% 【R2年度見込】	81.3%	78.8%	96.9%
自主防災組織活動カバー率	68.4%	75.3%	72.1%	95.8%
青少年育成協議会による事業の実施総数	147事業	170事業	177事業	104.1%
健康づくり推進員の登録人数	1,881人	2,097人	1,596人	76.1%
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲(捕獲隊)の組織数【累計】	92組織	127組織	142組織	111.8%
(4)個性ある地域の魅力づくりに取り組む				
移住者数	292人	350人	546人	156.0%
グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数	9,097人	10,500人	6,127人	58.4%
柱2 未来につなげる体制づくり				
(1)地域の体制づくりを進める				
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】【再掲】	17地区	61地区	48地区	78.7%
生活・介護支援サポーターの新規養成者数	73人	140人	63人	45.0%
(2)地域への支援体制を強化する				
地域の会議及びイベント等への参加件数	-	4,000件	3,936件	98.4%
多機能型地域包括支援センターが支援した世帯数	388世帯	450世帯	479世帯	106.4%
長崎市社会福祉協議会の総合相談窓口相談件数及び終結率	【相談件数】 306件 【実人数】 226件 【終結率】 95.1%	【相談件数】 2,140件 【実人数】 260件 【終結率】 95%以上	【相談件数】 1,455件 【実人数】 - 【終結率】 -	【相談件数】 68.0% 【実人数】 - 【終結率】 -

方向性の進捗をはかる指標における主な評価としては、自治会の加入率が徐々に減少しており、地域のつながりの希薄化や活動の継続・担い手不足等が懸念される中、地域コミュニティ連絡協議会の設立は、目標値の

達成率は78.7%ではあるが、設立地区数が増加しており、地域に必要な取組みを地域で考えて実行する地域自治の取組みが進んできています。

(3) 地域自治を進めるために必要な視点

11ページから16ページの結果から、自治会加入率の低下に伴う地域のつながりの希薄化や必要な活動の継続、担い手不足などが課題として浮き彫りになっています。また、地域活動に参加したいという意欲のある人は多いものの、実際には参加していない現状があり、これらの層を地域活動への参画につなげる必要があります。

一方、地域コミュニティ連絡協議会の設立を通じて、地域活動の継続や負担軽減、担い手の確保につなが

ている部分もあります。また、共通の目標を地域全体で共有することで、行動の指針となり、当事者意識の醸成につながっていくと考えられます。加えて、近年はデジタルツールを活用した地域活動への参加も進み、参加のしやすさが向上しています。

引き続き、今後も安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりを進めていくためには、課題が多岐にわたることから地域各団体など多様な主体が連携することとし、全庁体制での支援が必要です。

ここまでの検証を踏まえ、これから地域自治を進めていくために必要な視点を、次のとおり整理しました。



※DX(デジタル・トランスフォーメーション):ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。データやデジタル技術を活用したうえで、社会そのものがより良い方向へ変革する必要がある。

4

目指す地域の姿

(1) 目指す地域の姿と2つの柱

地域自治を進めるための必要な視点を整理し、次のとおり「目指す地域の姿」とそれを実現するための「2つの柱」を定めました。

この2つの柱の考え方は、1つ目の柱は、地域の中で住民や地域団体等、様々な主体が地域活動に参画する、そして市も連携・協働して取組みを進めるということです。

次に2つ目の柱は、柱1に掲げる地域におけるま

ちづくりをこれから先も続けていくための基盤をつくる、という考え方です。

また、2つの柱に取り組むために、それぞれ方向性を設定しました。

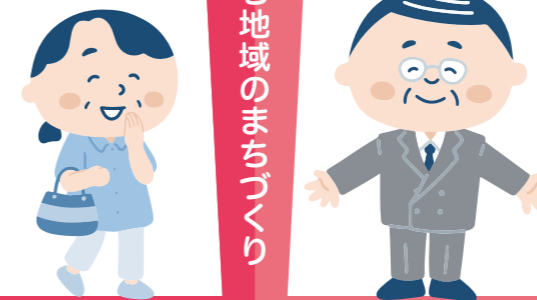
目指す地域の姿

みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち

目指す地域の姿を実現するための「2つの柱」と2つの柱に取り組むための「方向性」

柱1

みんなで取り組む地域のまちづくり



- 方向性
- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ
 - (2) 様々な人や団体が参画し連携する
 - (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む
 - (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

柱2

未来へつなげる体制づくり



- 方向性
- (1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める
 - (2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む
 - (3) 地域への支援体制を強化する

(2) 計画の体系図

地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨の通り、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の目的である「安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり」をさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す

計画とします。

なお、地域におけるまちづくりとは、住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくこと(長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項)としており、本計画において目指す地域の姿は、次のとおりとします。

目指す地域の姿 みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち

2つの柱	2つの柱に取り組むための方向性
1 みんなで取り組む地域のまちづくり	(1)一人ひとりが地域に関心を持つ ・子どもを含めた地域住民が地域(人、活動など)を知ることで愛着を育む ・日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく ・困ったときには助け合える関係をつくる
	(2)様々な人や団体が参画し連携する ・個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する ・多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める
	(3)暮らしやすいまちづくりに取り組む ・福祉や防犯・防災、生活環境、教育文化に関することなど地域課題を把握し、共有する ・子育て世代や高齢者などの支えあいや防犯・防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む
	(4)個性ある地域の魅力づくりに取り組む ・地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する ・地域の魅力を発信し、活性化に取り組む
2 未来へつなげる体制づくり	(1)誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める ・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営を通して、役割分担・相互補完・負担軽減を図る ・デジタルの力も活用し、若い世代なども地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む
	(2)将来に向けた担い手づくりに取り組む ・地域のまちづくりの担い手となる人材の発掘、育成に取り組む ・多様な主体がつながる機会を創出し、担い手の一員として連携を深める
	(3)地域への支援体制を強化する ・市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する ・市や関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実を図る ・市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

よかまちづくり基本条例

- ◇まちづくりの基本原則(第4条)情報共有・参画・協働
- ◇市民の役割(第5条)市民の皆さんが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働すること
- ◇市長等の責務(第7条)情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めることや、市政運営に係る事務を適正に行い行政機能を発揮すること等

地域におけるまちづくりの推進に関する条例

- ◇目的(第1条)安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること
- ◇定義(第2条第3項)地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう



地域での取組み例	市や関係機関の支援策など
・各団体による情報発信(SNS、広報誌等) ・地域交流の場の開催(イルミネーション、レクリエーション大会等) ・高齢者サロンの開催 等	・様々な市の媒体による情報発信 ・市民活動センター「ランタナ」による情報発信 ・地域おこし協力隊による情報発信 ・出前講座や長崎をテーマとした公民館講座の開催等
・担い手不足などで継続が困難となっていた地域活動の復活 ・三世代にわたって親睦や交流を図る場づくり ・様々な団体同士の連携(学校、事業所、企業等) 等	・自治会加入促進支援 ・長崎市いきいき地域サポーター ・游学のまちdeやってみゅーで“U-サポ” ・市民活動センター運営等
・防火防災訓練の実施や自主防災組織の結成 ・健康増進に関する取組み ・生活環境に関する取組み ・地域の交流に関する取組み 等	・地域の防火防災力の向上 ・食生活改善推進員の支援 ・街頭補導 ・ボランティア清掃の支援等
・住民参加型の取組み ・地域資源を活かした取組み ・地域の歴史文化に関する取組み 等	・地域活性化事業 ・地域コミュニティ連絡協議会の活動補助 ・移住支援等
・デジタル技術の活用 ・若い世代の地域活動への参画 等	・地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援 ・地域コミュニティ連絡協議会同士の交流の場づくり ・まちづくり支援 ・スマホサロンの開催等
・子どもや若い世代の意見を取り入れる ・多様な主体がつながる機会の創出(自治会加入促進の取組み含む) ・危険個所の確認、巡回パトロール、児童の見守り等	・地域づくり担い手育成のための研修会の開催 ・生活・介護支援サポーターの養成 ・未来クル!!長崎プライド育成プログラム ・子どもを守るネットワークの活動補助等
	・総合相談支援事業 ・複合的な課題等を抱える世帯・人への支援 ・高齢者の身近な総合相談支援 ・長崎市生活支援相談センターの設置、運営等

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

地域では、夏祭りや郷くち、地区の運動会やもちつき大会などの行事のほか、清掃活動や防火防災訓練、こどもの登下校見守り、高齢者の健康づくりや買い物支援など、皆さんの生活を暮らしやすくするため、多様な活動が展開されています。

また、伝統文化、歴史、特産品、自然景観、地域のシンボル、そして地域に暮らす人々とその慣習といった、様々な地域資源を活かして、地域の魅力づくり・魅力向上やその情報発信により地域の活性化に取り組むなど、「地域のまちづくり」は多岐にわたる分野に及んでいます。

このように、各地域では自治会をはじめ、青少年育成協議会(以下「育成協」という。)や社会福祉協議会支部(以下「社協支部」という。)、PTAなど目的に応じて多様な団体が活動していますが、今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応していくためには、自分たちの地域の特性に応じた取組みを地域全体で話し合い、協力しながら地域のみんなで進める「地域のまちづくり」がとても大切だと考えています。

本計画における目指す地域の姿「みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を実現するためには、子どもを含めた地域住民が地域(人・活動など)に興味・関心を持っていること、地域で暮らす一人ひとりや地域に関わる多様な主体が主役となること、さらには、様々な人や団体が参画して連携していることなどが非常に重要であると考え、このことに取り組んでいくこととしています。



方向性(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ

- ◆子どもを含めた地域住民が地域(人、活動など)を知ることで愛着を育む
- ◆日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく
- ◆困ったときには助け合える関係をつくる

地域のまちづくりでは、私たち一人ひとりが暮らす地域に興味や関心を持っていることが非常に重要です。日常の中で地域の様子に目を向け、気づきや関心を深めていくことで、

おのずと地域への愛着が生まれます。

そのために、まずは、私たちが暮らす地域について知ることから始めてみましょう。



自分が住んでいるまちの人々、お祭り、活動、歴史などに少し興味・関心を持って目を向けてみませんか。

近年、世帯人数の減少や、インターネットの普及により生活スタイルや価値観が多様化し、積極的に周りの人とつながらなくても生活ができる環境が広がっていますが、市民アンケート結果では、「ご近所に助け合える人がいる」ことを望む声が多く聞かれます。特に、災害など

有事の際には、ご近所での助け合いが重要な役割を果たしますので、日頃からご近所の方とあいさつを交わすなど「ゆるやかに」、しかし「きちんと」つながっておくことで、いざというときにもお互いに気にかけて声をかけあうことができるのではないのでしょうか。

一人ひとりのちょっとした気付きや小さな興味・関心から、地域のまちづくりは始まります。

地域での取り組み例

(一人ひとりが地域に関心を持つ)

稲佐 イルミネーション

稲佐小校区
まちづくり協議会



クリスマスイベントや点灯式は、地域交流の場となっています。併せて、道路沿いにイルミネーションを設置することで、周辺が明るくなり、防犯対策になるだけでなく、広く協議会をPRすることにもつながっています。

星に願いを☆

愛宕小学校区
まちづくり協議会



キャンプファイヤーや星の観察会など他の地域にない取り組みが特徴です。その他にも、地元の中学生の作品を投影した絵本の読み聞かせを行うなど、子どもたちを含めた多世代を巻き込んだ活動が展開されています。

南大浦クリーン& レクリエーション交流会

南大浦歴史と夢
あふれるまち協議会



これまで地域団体が実施していたレクリエーション大会とこれまでになかった地域の清掃を併せた新たな活動を協議会が実施しています。楽しいレクリエーションと一緒に実施することで活動を知るきっかけにもなりますね。

横尾 ウォークラリー

横尾小学校区
コミュニティ連絡協議会



小学校の土曜授業の一環として実施。全児童が地域の皆さんと一緒に横尾地区のコミュニティ活動や子ども110番の家などを見てまわることで、地域社会の重要性を学ぶと同時に地域のことを知るきっかけにも!!

高齢者ふれあい サロン事業

橘小学校区
コミュニティ連絡協議会



これまで社会福祉協議会が各老人会に呼びかけて実施していた高齢者サロンを協議会が主催となり実施しています。地域間の新たな交流の機会が生まれ、多くの人と関わるができるようになったことで、地域に活気が生まれますね。

広報事業

矢上みらい
まちづくり協議会



一人でも多くの地域の皆さんに協議会の存在を知ってもらいたいという思いから、様々なSNS媒体を用いて周知を行っています。特に、協議会で行った事業をウェブサイトで発信することに力を入れており、積極的な周知活動に取り組んでいます。

深堀カレンダー の作成

深堀地区
コミュニティ協議会



自慢の街角写真を募集し素材とすることで、カレンダーを通じて地域魅力の再発見ができ、ふるさとへの愛着を育んでいます。

広報誌「のmond だより」の発行

野母コミュニティ
協議会



協議会の活動内容を広く住民に知ってもらうため、「のmondだより」を2か月に1回発行。協議会の事業の他にも各団体の活動など地域情報も掲載しており、地元愛を育て、地区内の交流を促す媒体となっています。

長浦ふれあい フェスティバル

長浦みらい
まちづくり協議会



長浦小学校と地域が連携し、ふるさとに誇りと愛着を持つ子どもたちを育てる取り組みとして開催。レクリエーション活動などを通じて地域住民と子どもたちの交流を図り、地域で子どもたちを見守る体制や地域のつながりが醸成されています。

市や関係機関の支援策(一人ひとりが地域に関心を持つ)

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

取組み	説明	所管課
様々な市の媒体による情報発信 ・広報紙 ・市公式ウェブサイト ・Facebook(フェイスブック) ・X(エックス) ・Instagram(インスタグラム) ・LINE(ライン) ・YouTube(ユーチューブ) ・Tik Tok(ティックトック)	それぞれの地域で行われている活動を広く市民の皆様へお知らせします。	各担当課
市民活動センター 「ランタナ」による情報発信	市民活動センター「ランタナ」より、市民活動に関する様々な情報をウェブサイトやSNS、情報誌などで発信します。	市民協働推進室
地域センターによる 情報発信	各地域センターで、それぞれの地域で行われている活動を情報紙やウェブサイト、SNSなどでお知らせします。	各地域センター
地域おこし協力隊による情報発信	それぞれの地域の情報を、隊員のウェブサイトやSNSで発信します。	各地域センター
地域なんでも情報局の発行	社協支部活動をはじめとした、各地域で行われている地域福祉活動を紹介します。	市社協 (828-1281)
出前講座の開催	市役所職員が地域に出向き、地域での暮らしに関する様々なテーマ(自治会活動、地域コミュニティ、地域交通、ごみの分別、防犯、交通安全、福祉、国際理解など)について分かりやすく説明します。 メニューは長崎市ウェブサイトをご覧ください。	各担当課 (申込受付は広報広聴課)
長崎をテーマとした 公民館講座の開催	地域を知ることやねらいとして、長崎にゆかりのある人物や長崎の伝統文化を取り上げた講座、特産品を使った料理教室、まち歩き講座などを実施し、その際には各々の分野の専門家だけでなく、身近な地域の人材を講師とするなど地域のひとづくり、まちづくりにつなげています。 また、学びの成果や地域の人や活動を公民館まつりや公民館だよりを活用して地域に発信します。	各公民館 生涯学習企画課
ながさき歴史の学校の 講座開催	長崎市内の歴史(長崎学、文化、文化財等)を気軽に学べる講座を開催します。	文化財課
長崎学児童研究コンクール の開催	長崎市に関わる歴史、文化、伝統、人物などの研究を通して、郷土に対する関心を高め、郷土の歴史や文化を大切にすることを養うとともに、児童の郷土研究を顕彰することで次世代の長崎学継承者を育てることを目的としたコンクールを開催します。	長崎学研究所

地域で活動している団体、知っていますか？

自治会・連合自治会

自治会は、地域において人と人とのつながりをつくり、「今よりもっと住みよいまちにしたい」「誰もが安全安心に暮らせる環境をつくりたい」「自分たちのまちをきれいにしたい」など、地域共通のさまざまな課題を解決することを目的として、地域のみなさんが自主的に組織している任意の団体です。

長崎市には、およそ1,000の自治会があり、各自治会の連合組織として、概ね小学校区単位で、88の「連合自治会」があります。よりよいまちづくりに向けてさまざまな活動をおこなっており、普段の生活において大変重要な役割を果たしています。

民生委員・児童委員

長崎市内には49地区1,012名(定数)の民生委員・児童委員さんがいます。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

PTA(育友会)

PTAは「子どもたちの健全な育成を図ること」を目的に、会員である保護者と教職員が協力して学び合う、社会教育団体です。

社会福祉協議会支部

地区内における地域福祉の推進を図ることを目的とし、地区内の自主的な福祉活動の中核となり、住民が参加しやすい福祉活動を促進する実践団体です。

地区内に潜在化する諸問題を地域団体の協力と努力によって解決しようとする、地域住民みんなの意志によってつくられた、公共性、公益性の高い任意団体です。

青少年育成協議会

青少年の健やかな成長のために地域社会として取り組むことを目的として、皆さんがお住まいの地域の中学校区または小学校区ごとに組織されています。

地域の方々が中心となり、季節の行事や体験活動、スポーツやレクリエーションなどイベントを実施したり、あいさつ運動や交通安全指導などの非行防止、事故防止の活動など、子どもたちの健全育成のために日々活動を行っています。

子どもを守るネットワーク

子どもたちが、安全にかつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのために、地域の力を結集してネットワークを作り、社会全体で子どもたちを守っていこうとするもので、全小学校区に設置しています。



方向性(2) 様々な人や団体が参画し連携する

- ◆個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する
- ◆多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める

私たちの暮らしている地域では、自治会、PTA、育成協、民生委員、社協支部など多様な団体が、地域のためにそれぞれの目的に応じた活動に取り組んでいます。しかし、近年、地域活動に参画する人が減り、活動の継続が難しくなっているという課題が表面化しています。

地域のまちづくりは、地域に関わるみんなで取り組むことが大切です。住民や地域団体だけでなく、学校、病院・介護事業所、郵便局などの地域の事業所や企業、ボランティア団体、NPOなど、多様な主体(様々な人や団体など)が参画し、それぞれで活動するだけでなく、お互いにつながりを持って協力しあうことで活動の幅が大きく広がっていきます。さらに、市や市社協、地域包括支援センターなどの関係機

関も、これらの多様な主体と協働して地域のまちづくりに取り組みます。

このように、みんなで協力しあうためには、まずはお互いの理解が必要不可欠です。各団体の取り組み状況や情報を共有することで、新たな協働の可能性やアイデアが生まれ、連携、協働につながります。

また、大学生や転入者など、これまで地域と関わりがなかった方が気軽に参加できる場や機会などをつくりだし、より多くの人や団体などが積極的に地域のまちづくりに携わることができる環境を整えていきましょう。

そして、多様な人々や団体が、情報を共有し、お互いの立場や状況を理解し得意分野を活かしながら、連携、協働を深めていくことが豊かな地域社会の実現につながっていきます。



地域での取り組み例

(様々な人や団体が参画し連携する)

高尾まつり 高尾小学校区 コミュニティ連絡協議会



役員の高齢化により実施が難しくなっていた連合自治会のまつりを令和3年度から協議会が引き継ぎ、「高尾まつり」として開催しています。学校や病院、飲食店などの地域内の様々な団体が連携・協力し、それぞれが持つ強みを出し合いながら高尾地区の秋を彩っています。

三世代交流 グラウンドゴルフ大会 桜が丘小学校区 まちづくり協議会



こどもから高齢者の三世代にわたって親睦や交流を図るため開催しています。開催にあたっては、地元の事業所からの協力もあり、協議会の連携強化にも寄与しています。

門松づくり 西山台小学校区 コミュニティ連絡協議会



環境整備事業で伐採した竹を活用し、自治会や育成協、学校など様々な団体、こどもたちが連携して門松を作成しています。餅つき体験と炊き出しも実施しており、世代を超えた交流とつながりが生まれる取り組みとなっています。

はつらっクリスマス パーティー事業 東大浦 コミュニティ協議会



これまで子ども会が単独で行っていたクリスマス会を、もっと多くの人を巻き込んで実施したいということで、協議会が引き継ぎ関係団体皆で実施。地元事業所の参画により、クリスマス会にあわせて、参加者に防災食が提供され、防災意識の向上のための取り組みも行われています。

花火大会 福田小学校区 コミュニティ連絡協議会



きずな部会を中心とした自治会や育成協などの様々な団体が連携し、地元事業所の出店を中心に住民同士が交流を深め、地域のきずなを育む場となりました。

香焼文化 フェスティバル 香焼まちづくり協議会



担い手不足で継続が難しくなった「公民館まつり」を、協議会の設立によって「香焼文化フェスティバル」として継続！さらに防火防災訓練を同日に開催するなど工夫を重ねてきたことで、多くの方が参加できる事業へと進化しています。

千灯籠 ふれあいまつり 脇岬 コミュニティ協議会



人口減少の影響で縮小されてきた伝統行事「観音寺千灯籠」を次世代に継承すべく奮闘しています。協議会を設立することで、自治会を中心に団体同士の連携が強まり、まつりに関わる人が増え、脇岬地区を盛り上げています。

秋祭りばい!! 全員集合 高浜地区コミュニティ連絡協議会 「高浜ばつろう会」



連合自治会や青年団などの関係団体が連携し、カラオケ大会やステージイベントなどを開催。住民の交流を図るだけでなく、伝統・文化継承事業を盛り込み、舞踊や演芸等を披露する場にもなっています。

蚊焼町民 大運動会 蚊焼地区 コミュニティ協議会



連合自治会や社会福祉協議会蚊焼支部など様々な地域団体が連携・協力して開催。運営の中心は若手が担っており、多くの地域の皆さんが協力しながら参加することで、多世代交流の場にもなっています。

地域での取り組み例

(様々な人や団体が参画し連携する)

農業体験 三重小学校区まちづくり協議会



三重小学校と地域が連携し、授業の中で地域内の農業者から手ほどきを受け、農業の大切さ・楽しさを伝えます。次の時代を担うこどもたちが農業体験を通して、地域の良さに気づくきっかけにもなります。

さくら祭りin畝刈 畝刈小学校区まちづくり協議会



協議会が設立して初めての実施。自治会や様々な団体、企業が連携し、こどもや婦人部によるステージイベントや地域団体による出店、各部会の広報ブースを設け協議会の活動をPR！近隣の協議会も参画するなど、地域内外の交流の場となっています。

市や関係機関の支援策(様々な人や団体が参画し連携する) <

お問い合わせ:あじさいコール ☎822-8888

※☆は第2期計画から追加した取り組み

取組み	説明	所管課
自治会加入促進支援	広く市民に自治会活動の目的や必要性を周知するとともに、自治会が加入促進活動を行う際の方法や加入案内文例の紹介等により、加入促進活動を活発に行うための環境づくりを行います。	自治振興課
長崎市いきいき地域サポーター	地域活性化につながる経験・知識・技能を有する「長崎市いきいき地域サポーター」を、自治会活動の支援・助言等を行うために派遣します。	自治振興課
游学のまちde やってみゅーで“U-サポ”	ボランティア参加を希望する学生と地域でボランティアの機会を提供する団体等(応援団)をつなぐ取り組みを行います。	官民連携推進室
官民連携総合窓口☆	官民連携をハード・ソフト両面から全庁的により一層推進するため、民間事業者からの提案を受け付ける機能を有した官民連携総合窓口を設置します。	官民連携推進室
市民活動センター運営	ボランティアや市民活動を行っている方々や、これから行動しようとしている方々の交流拠点施設の運営により、団体等のネットワーク化、市民活動の活性化を図ります。	市民協働推進室
提案型協働事業	市民活動団体及び行政からテーマを募集し、審査を経て市民と行政の協働により、事業を実施する提案型協働事業の取組みにより、幅広い協働の実践につなげます。	市民協働推進室

方向性(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む

- ◆福祉や防犯・防災、生活環境、教育文化に関する事など地域課題を把握し共有する
- ◆子育て世代や高齢者などの支えあいや防犯・防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む

地域にはいろいろな人が暮らしていますが、一世帯あたりの構成人数が減少し、小家族化が進み、例えば、一人暮らしの高齢者のゴミ出しや通院、災害時の避難、家族の介護、子育てやこどもの見守りなど、多くの方が生活上の困りごとを抱えています。

市は、このような課題に対してみんなが安心して暮らせるよう、既存の行政サービスに加え、地域特性に応じた地域の活動や取り組みを重ねることできめ細やかな対応ができると考えています。そのため、困りごとを抱えている人たちの身近にいる地域の方々の支えあいがとても大切になってきます。

暮らしやすいまちは、誰もが安全に安心して暮らせることが第一です。災害時の避難方法や事前の備え、お年寄りの生活面でのお手伝い、長く元気で暮らせるための健康づくり、子育て世代や様々な世代の交流の場づくり、こどもたちや心配

な方々への見守りなど、ご近所のちょっとした気づかいや地域として課題解決に取り組むことで暮らしやすいまちに近づきます。また、ご近所の方の異変など気になることがあれば、自治会長や民生委員、あるいは地域包括支援センターなどの専門機関に相談することで解決の糸口が見つかることもあります。

また、地域の課題やその対応の優先順位は、地域によって異なりますので、自分たちのまちでは現在どんなことが問題なのか、何から優先して取り組んでいったらいいのか、まずは地域のみなさんで話し合って共有することが大切です。

地域のみなさんがアイデアを出し合い、つながりを持って力を出し合うことが地域の暮らしやすさにつながります。それぞれの地域の課題解決に向けて、地域と市が一緒になって取り組んでいきましょう。



地域での取り組み例

(暮らしやすいまちづくりに取り組む)



防災・防犯フェスタ

にししろ山コミュニティ協議会



火起こし体験やAEDの使い方など非常時に役立つ様々な体験ブースを設置。さらに災害時を想定した炊き出し訓練を盛り込むことで、実践で活用できる防災防犯訓練を実施しています。



西北校区自主防災組織

西北校区まちづくり協議会



単独で自主防災組織の結成が難しい自治会もあり、協議会として組織を結成。自治会とも連携を強め、関係機関と連携した避難所運営訓練など、地域住民が協力して運営しながら安心・安全なまちづくりを行っています。



あおぞら歩こう会

西町校区コミュニティ連絡協議会



健康増進のため、いつでも、誰でも、いつからでも参加できるラジオ体操とウォーキングを実施。高齢者の閉じこもり・介護予防に加え、小学生の下校時にあわせて実施することで、見守りにもつながっています。



包丁研ぎ

式見地区コミュニティ連絡協議会



もともと、高齢者の生きがいづくりと地域交流を目的としていましたが、近年は、地域の中に包丁を研げる人材を増やすことで、包丁を研げずに困っている人を地域の中で助けられるようにとの考えで行っています。



買い物支援事業

古賀地区まちづくり協議会



地域の課題となっていた「高齢者の買い物に対する不便さ」を解消するため、まち協で話し合い、行動した結果、大型商業施設の協力により、地域への移動販売が実現。高齢者の買い物支援につながっています。



防災ひろば事業

戸石まちづくり協議会



自治会や消防団など様々な団体が協力し、避難や消火訓練などを行っています。防火防災についての知識を学び、地域のつながりを強め、いざという時に助け合える関係を作っています。



地域での取り組み例

(暮らしやすいまちづくりに取り組む)

ペタンク大会
晴海台コミュニティ連絡協議会




健康づくりのため、年齢に関係なく気軽に楽しめるスポーツを実施。高齢者から子どもまで幅広い年齢層が参画し、多世代の混合チームを結成。皆で励まし合いながら一つになり、健康増進と熱く勝利を目指します。

防火防災訓練
池島地域活性化連絡協議会



消防署と連携し、自治会や学校などが協力して訓練を実施。実際に消火栓からホースでの消火訓練を行い、島内で火災が発生した場合の正しい対応を身につける場となっています。

かたがみカフェ
形上地区まちづくり協議会



多世代の住民が気軽に集い、交流ができるように毎月1回“カフェ”を開催。コーヒーなどを片手に会話を楽しむ中で、地域の課題を共有・発見する場にもなっており、ここから実現した取り組みも出てきました。

買い物支援サポート
尾戸まちづくり協議会



「買い物が不便」という住民の声を受け、地域おこし協力隊などと連携し、地域にある幼稚園のマイクロバスの空き時間を活用し、スーパーまでの無料送迎を行っています。



■市や関係機関の支援策(暮らしやすいまちづくりに取り組む) <

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

<<安全安心に関すること>>

取り組み	説明	所管課
地域の防火防災力の向上	消防団、市民防火組織及び関係機関等と連携し、連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会が自主的に防火防災訓練を実施できる体制づくりの支援を行います。	予防課
消防団への活動促進活動	消防団は地域防災力の中核を担う存在であり、その活動をより一層促進するため、団員確保をはじめ、消防団員が活動しやすい環境づくりの支援を行います。	予防課
ささえあいマップの作成支援	ささえあいマップとは、災害時などのいざというときに備え、一人で避難できないかた(要支援者)や、そのかたの避難をお手伝いするかた(支援者)などの情報を記載し、地域でささえあう体制を表示した地図です。市はマップの作成支援を行います。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
地域防災マップ・コミュニティタイムライン作成支援	地域住民が、地域の危険箇所や避難所、避難経路などを確認し、災害の備えなどを話し合いながら作成する地域防災マップと地域の方が適切な避難行動ができるよう、誰が、いつ、何を行うかを時系列に整理したコミュニティタイムラインの作成支援を行います。	防災危機管理室
地域と連携した避難所運営事業支援	指定避難所の開設及び運営を、長崎市と連合自治会などが連携して実施することで、自主避難の促進、避難所の迅速な開設に努めます。	防災危機管理室
自主防災組織の結成支援	長崎市保健環境自治連合会防災部会と協働し、自治会等に自主防災組織の必要性について説明を行い、結成までのサポートをしています。また、すでに結成している自主防災組織についても、活動活性化の支援を行います。	防災危機管理室
市民防災リーダー養成講習の開催	地域防災力の向上を図るため、地域防災活動の推進役となる市民防災リーダーを養成する講習を毎年開催します。	防災危機管理室
災害ボランティア事前登録	大規模災害の発生に伴い、災害ボランティアが必要な場合、早期の災害支援に対応するため、災害支援が可能なボランティアの事前登録を行います。	市社協(828-1281)
長崎市交通安全母の会連合会の活動費補助	長崎市交通安全母の会連合会が行う交通安全思想の普及活動の取り組みに対して財政支援を行います。	自治振興課
長崎市防犯協会連合会の事業費負担	長崎市や各地区の防犯協会で構成する長崎市防犯協会連合会が行っている自主防犯活動等に対して負担金を支出します。	自治振興課

■市や関係機関の支援策(暮らしやすいまちづくりに取り組む)〈

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

《安全安心に関すること》

取組み	説明	所管課
長崎市交通安全協会連合会の活動費補助	長崎市交通安全協会連合会が行う交通安全意識の啓発及び普及活動の取組みに対して財政支援を行います。	自治振興課
長崎市内の小学校PTA等の交通安全活動費助成	長崎市内の国立、公立、私立の小学校PTA等に対して、交通安全活動費の助成を行います。	自治振興課
青色回転灯防犯パトロール団体の活動費補助	長崎市内の各地区で青色回転灯防犯パトロールを実施している団体に対して、活動費の補助を行います。	自治振興課

《健康づくりに関すること》

取組み	説明	所管課
食生活改善推進員の支援	地域住民に対して、食を通じた健康づくりのためのボランティア活動を行っている食生活改善推進員の研修や活動支援を行います。	健康づくり課 各総合事務所地域福祉課
健康づくり応援事業	地域において主体的な健康づくりのための運動に取り組んでいる自主グループ等に対して活動支援を行います。	健康づくり課

《高齢者に関すること》 ※☆は第2期計画から追加した取組み

取組み	説明	所管課
高齢者ふれあいサロンの支援	各地区で開催されている地域の身近な場所で高齢者が気軽に集える場所である「高齢者ふれあいサロン」の運営を支援します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所地域福祉課
生活支援コーディネーターによる支援☆	住民主体での地域コミュニティの活動を介護予防・地域づくりの専門的視点でサポートします。	地域包括ケアシステム推進室

■市や関係機関の支援策(暮らしやすいまちづくりに取り組む)〈

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

《こども・子育てに関すること》

取組み	説明	所管課
街頭補導	青少年の健全育成と非行防止を図り、少年補導委員による街頭補導を行います。	こども相談センター
放課後子ども教室の推進	社会教育団体等に運営を委託し放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て、こどもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの活動補助	こどもが安全かつ安心に過ごすことができる住みよいまちづくりを推進し、各小学校区子どもを守るネットワークの活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
青少年健全育成活動の活動補助	地域における青少年健全育成活動の振興、非行・事故防止活動の活発化を図り、各青少年育成協議会の活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
子育て支援センターの運営費補助	概ね3歳までの未就学児とその保護者を対象に、保護者の育児負担軽減を目的とし、気軽に利用できる地域に密着した「子育て支援センター」の運営団体に対し運営費補助金を交付します。	こども政策課
地域親子のふれあい支援	公民館やふれあいセンターなどで、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と協力しながら、乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行います。	子育てサポート課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課
各小中学校でのファミリープログラム開催	ファミリープログラム(話し合い活動)を通して子育ての悩みを共有し、自己肯定感を高めます。その際のファシリテーター(進行役)の派遣の調整や謝礼金の支援を行います。	生涯学習企画課

■市や関係機関の支援策(暮らしやすいまちづくりに取り組む)〈

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

《生活環境に関すること》

取組み	説明	所管課
ボランティア清掃の支援	道路など公共の場所をボランティアで清掃して下さる団体や個人に対して、ボランティア清掃用ごみ袋の支給、ごみ収集車の配車等を行い活動を支援します。	資源循環課
地球温暖化対策の取組み	「サステナブラザながさき(長崎市地球温暖化防止活動推進センター)」が窓口となり、環境の出前講座やイベント案内、エコ情報の発信などを行います。	ゼロカーボンシティ推進室
地域ぐるみでの有害鳥獣対策の推進	地域ぐるみでイノシシ等を捕獲するための活動支援や侵入防止を図るためのワイヤーメッシュ柵等の資材の支援を行います。	農林振興課
まちなこ不妊化推進事業	飼い主がいない猫(野良猫)の不妊化を希望する個人または団体に対し、不妊去勢手術費用の一部を助成します。	動物愛護管理センター
長崎市「街を美しくする運動」推進協議会への負担金の支出	市民大清掃などの環境美化・緑化のための活動を官民協働で行う長崎市「街を美しくする運動」推進協議会の活動経費を負担します。	資源循環課
花のあるまちづくり	観光長崎のイメージアップと潤いのあるまちづくりのために、「花のあるまちづくり事業」として、年2回(夏1回、冬1回)花苗を支給し、地元花壇の管理をしているボランティア団体を支援します。	各総合事務所地域整備課

《様々な分野の活動に関すること》

取組み	説明	所管課
地域活性化事業	総合事務所ごとに、地域の活性化や一体感の醸成につながる事業に取り組めます。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
出前講座の開催	市役所職員が地域に出向き、地域での暮らしに関する様々なテーマ(自治会活動、地域コミュニティ、地域交通、ごみの分別、防犯、交通安全、福祉、国際理解など)について分かりやすく説明します。 メニューは長崎市ウェブサイトをご覧ください。	各担当課 (申込受付は広報広聴課)
長崎をテーマとした公民館講座の開催	地域を知ることやねらいとして、長崎市にゆかりのある人物や長崎の伝統文化を取り上げた講座、特産品を使った料理教室、まち歩き講座などを実施し、その際には各々の分野の専門家だけでなく、身近な地域の人材を講師とするなど地域のひとづくり、まちづくりにつなげています。 また、学びの成果や地域の人や活動を公民館まつりや公民館だよりを活用して地域に発信します。	各公民館 生涯学習企画課
シンナガサキミーティング	地域の皆さんと直接意見交換を行い、多様化・複雑化している地域課題や市民ニーズを把握し、今後の市政運営に活かすため、地域の方々と市長との懇談会を概ね小学校区ごとで開催します。	広報広聴課

■市や関係機関の支援策(暮らしやすいまちづくりに取り組む)〈

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

《各団体への資金支援》

取組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の活動補助	地域コミュニティ連絡協議会が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していく取組みに対して財政支援を行います。	地域コミュニティ推進室
長崎市保健環境自治連合会の活動費補助	長崎市内で組織されている単位自治会の約83%(811自治会)が加入している団体である長崎市保健環境自治連合会が、共通の課題である保健環境の向上と地域コミュニティの推進を展開するための取組みに対して財政支援を行います。	自治振興課
住民活動保険	長崎市が契約者となり、住民活動保険に加入し、自治会や地域コミュニティ連絡協議会などの住民団体が活動を行う際に、事故があった場合の補償を行います。	自治振興課
自治会広報ながさき等配布謝礼金	自治会に対し、広報ながさき・県政だより等の配布世帯数に応じて謝礼金をお支払いします。	自治振興課
社協支部の事業費助成	地域福祉の向上・充実を図るため、小地域を基盤として設立された社協支部の育成及び支部が実施する地域福祉活動をより活性化するための事業に対し、助成します。	市社協 (828-1281)
社会福祉事業の一部助成	社協支部の他、福祉団体が実施する福祉事業に対し、活動資金の一部を助成します。	市社協 (828-1281)
赤い羽根共同募金の取組みの推進	赤い羽根共同募金は「じぶんの町をよくするしくみ」として、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、生活課題や地域課題を解決するための財源として地域福祉活動を支援します。	市社協 (828-1281)
長崎市交通安全母の会連合会の活動費補助		
長崎市防犯協会連合会の事業費負担		
長崎市交通安全協会連合会の活動費補助	[再掲]32~33ページ《安全安心に関すること》参照	自治振興課
長崎市内の小学校PTA等の交通安全活動費助成		
青色回転灯防犯パトロール団体の活動費補助		
子どもを守るネットワークの活動補助		
青少年健全育成活動の活動補助	[再掲]34ページ《子ども・子育てに関すること》参照	こどもみらい課
長崎市「街を美しくする運動」推進協議会への負担金の支出	[再掲]35ページ《生活環境に関すること》参照	資源循環課

地域での取り組み例

(個性ある地域の魅力づくりに取り組む)

とまちミルネ!
戸町みらいまちづくり協議会



公園を中心にイルミネーション点灯とイベントを実施。住民参加型で地域の各所にイルミネーションの輪を広げて町全体を明るくし、安全で安心なまちに!地域の魅力の発信にもつながっています。

クリスマスイルミネーション点灯式
浪の平まちづくり協議会




地域を明るく照らし、賑わいづくりにつなげるため、人や車通りの多い道路に面する公園にイルミネーションを設置。新たな地域の魅力づくりに一役買っています。

伝統芸能継承事業
小ヶ倉まちづくり協議会



地域の伝統芸能の継承と住民の交流を目的に、こどもから大人まで様々な年代の方が民謡や舞踊、和太鼓などを披露します。地域の伝統を継承することで、地域の魅力づくりにも寄与しています。

川平クリーン事業
川平地区まちづくり協議会



地域の美化・景観の向上のため、川の清掃やゴミステーションの注意看板を設置。さらに、かつて生息していたホタルが再び川に戻ってくるように、地域一体となって清掃活動に取り組み、自然豊かで美しいまちづくりを目指しています。

伊王島まちあるきマップの作成
伊王島まちづくり協議会




美しい海を眺めながら島内を散策できる「まちあるきマップ」を作成し、伊王島港をはじめとしたさまざまな場所に設置。島内だけでなく島外にも地域の魅力を発信しています。

樺島灯台の活用
野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会



地元の灯台を海上保安庁協力のもと年に1回だけ開放。桜を鑑賞しながらのウォーキングや地元の商店などのブースで賑わいも。伝統の「ハイヤ節」を参加者と一緒に踊るなど、伝統の継承と地域の活性化につながっています。

ゆうこうの郷づくり
出津コミュニティ協議会



特産品であるゆうこうの木を地区全体に広げるため、収穫体験やゼリーづくりなどを通して、地域資源を活かした取り組みを進めています。



市や関係機関の支援策(個性ある地域の魅力づくりに取り組む)

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

取り組み	説明	所管課
地域活性化事業	総合事務所ごとに、地域の活性化や一体感の醸成につながる事業に取り組めます。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
地域コミュニティ連絡協議会の活動補助	地域コミュニティ連絡協議会が自らの地区に必要な取り組みを地区全体で話し合い、実行していく取組みに対して財政支援を行います。	地域コミュニティ推進室
移住支援	移住支援のウェブサイトにおいて移住者目線での地域の魅力発信を行い、移住の総合相談窓口である「ながさき移住ウェルカムプラザ」で、移住希望者のニーズに合った相談対応などきめ細やかな支援を行っています。また、移住希望者が地域での具体的な「暮らし」のイメージが描けるよう、地域の関係団体等と連携し案内を行うなどの移住支援に取り組めます。	長崎創生推進室
グリーンツーリズムの活動の推進	長崎市の農林水産業の振興や農山村地域の活性化を図るため、グリーンツーリズム実施団体の活動を支援します。	農林振興課
商店街等再生プロジェクト支援	商店街組合等において実施する、組織体制の強化や地域のにぎわい創出につながるソフト事業の取組みを支援します。また、商店街の機能性や安全性の向上を図ることを目的とした、共同施設整備事業に対し、支援を行います。	商業振興課
長崎市景観まちづくり地域団体活動助成金	地域における景観形成の推進を目的として組織され、定期的な活動を6ヶ月以上継続している団体を「景観まちづくり団体」として認定し、活動経費の一部を3年間に限り、年間20万円を限度として助成を行います。(年間1団体に限る)	景観推進室
歴史まちづくりの推進	東山手・南山手地区を中心に、地域固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりに地域と一緒に取り組めます。	景観推進室
長崎学児童研究コンクールの開催	長崎市に関わる歴史、文化、伝統、地理、人物などの研究を通して、郷土に対する関心を高め、郷土の歴史や文化を大切にすることを養うとともに、児童の郷土研究を顕彰することで次世代の長崎学継承者を育てることを目的としたコンクールを開催します。	長崎学研究所

市や関係機関の支援策(個性ある地域の魅力づくりに取り組む) <

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

取組み	説明	所管課
無形民俗文化財保存育成費補助	貴重な文化遺産である民俗芸能や伝統行事を次世代へ保存継承し、郷土愛を高め、文化の向上を図るために、長崎市指定の無形民俗文化財の保存団体に対して隔年で補助をします。	文化財課
伝統芸能活動費補助	一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されるコミュニティ助成事業助成金を活用し、長崎の伝統芸能である長崎くんちの演し物の奉納や郷土芸能の保存・継承を行う地域団体に対して、備品整備等の費用の一部を助成します。	文化財課
長崎郷土芸能保存協議会補助	市内各地域の伝統ある優れた郷土芸能の保存・継承を目的として活動する「長崎郷土芸能保存協議会」に補助金を交付し、長崎郷土芸能大会の開催を通じて郷土芸能の保存・継承を図ります。	文化財課

柱2 未来へつなげる体制づくり

人口減少や価値観の多様化などによって社会の変化が進んでいる中、さらに多種多様で複雑なものとなっていくことが予想される地域の課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域の基盤となる体制づくりがとても重要です。

このため、長崎市では、自治会や地域団体などを中心とした地域を支える力が横のつながりを持って連携し、地域課題を解決するためのまちづくりに取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立を推進しており、この協議会の運営を通じて地域内における役割分担・相互補完・負担軽減を図っていくことを目指しています。

また、将来に向けた地域活動の担い手の発

掘や育成にも力を入れて取り組む必要がありますので、SNSやデジタル回覧板などのデジタルの力も活用しながら、若い世代などが地域のまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めていきます。

さらに、地域を構成している多様な主体が交流し、連携が生まれる機会を創出することで、新たな人材の発掘と育成につながるよう支援します。



方向性(1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める

- ◆自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う
地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営を通して、役割分担・相互補完・負担軽減を図る
- ◆デジタルの力も活用し、若い世代なども地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む



現在、地域では多様な団体がそれぞれの目的に沿って活動を展開していますが、参加者の減少、役員の担い手不足、活動メンバーの固定化などの課題が顕在化しています。人口減少社会において、従来のやり方をそのまま継続することが困難になりつつあります。

これからの地域のまちづくりでは、関わる仲間を増やし、地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、みんなで取り組む、そして将来につなげるというしくみが必要です。長崎市では、自治会をはじめとした地域で活動する様々な団体がしっかりと活動できるように支援するとともに、それらの団体同士がさらに強くつながり、地域課題の解決と活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立を推進しています。

また、持続可能な地域のまちづくりには、できるだ

け多くの方々が関わる必要不可欠です。そのためには、無理なく、各自ができる範囲で参加できる柔軟なしくみづくりが重要となります。こどもたちや子育て世代、退職を迎えた世代など幅広い世代や新たに地区に住み始めた人に働きかけ、「ちょっと手伝ってみようかな」という人を増やしていきましょう。また、これまで地域で活動してこられた方々の経験や知恵を次世代へ伝えるしくみづくりも重要です。

協議会の設立や運営により、役割分担の明確化やつながっている団体同士の強みと弱みを活かした相互補完、取組みの効率化などによる負担軽減が期待できますが、さらにSNSやデジタル回覧板などのデジタルの力も活用することによって、若い世代などが参加しやすい環境づくりが進み、地域活動の活性化と持続可能性を高めることにつなげていきます。



地域での取組み例

(誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める)



関わる人が増えて負担を軽減 にたさこコミュニティ



地域の交流を目的としてふれあいフェスタを開催。協議会の主催事業となったことで関係団体が増え、運営に役割分担が行われ、負担が偏らないような形で開催できるようになりました。



大学生との連携

上長崎コミュニティ連絡協議会



地元にある長崎大学経済学部の学生と連携し、情報発信に力を入れています。また、夏祭りでは大学生が司会を務めたり、情報発信フォーラムを企画・開催するなどして、地域の魅力を発信すべく日々奮闘しています。



新たなアイデアや工夫が生まれます!

伊良林まちづくり協議会



長崎大水害の追悼行事として毎年、連合自治会が校区まつりを開催。協議会で引き継ぐことで関わる人が増え、小中学生から募ったアイデアを活かしたり、花火を楽しんだり、みんなの知恵と工夫でさらに盛り上がっています。



滑石ふれあいインフォメーションを通じた情報発信

北陽小校区コミュニティ連絡協議会



事業の案内や実施報告の動画を制作し、滑石地区ふれあいセンター内の大型テレビ掲示板で上映することで、地域住民に活動を知ってもらう機会が増えています。



SNSを活用した活動の発信

茂木コミュニティ連絡協議会



協議会の活動内容を広く住民に知ってもらうため、総会の議事録をSNSで発信。いつでもどこでも情報が見れます。また、若い世代にも関心を持ってもらえるよう、随時イベント情報を発信するなどの工夫も!



情報共有によりマッチングが実現!

日見地区コミュニティ連絡協議会



高齢者対象のスマホ教室。講師は地元の大学生です!協議会内での団体同士の情報共有により、両者のマッチングが実現しました。



こどもたちも地域の一員です!

高島地区まちづくり推進協議会



多世代交流事業を通じて地域でこどもを育てようと、こいのぼりを一緒に飾る事業やポッチャなど、事業の中にこどもたちも地域の一員として運営のお手伝いができるようなプログラムとなっています。



協議会公式LINEの活用

鳴見台小学校区コミュニティ協議会



若い世代なども地域活動に参加しやすい取組みとして、協議会の公式LINEを開設し、リッチメニュー※に活動案内、アンケート、ウェブサイトなどの情報を掲載することで、誰でも、気軽に、最新の協議会の情報を得ることができます。

※LINE公式アカウントのトーク画面下部に固定表示されるタイル状のメニュー

■市や関係機関の支援策

(誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める)

※☆は第2期計画から追加した取組み

お問い合わせ: あじさいコール ☎822-8888

取組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援	話し合いの場づくりや将来のまちの理念や地域課題や今後の取組み等を掲載した「まちづくり計画」策定等の設立支援及び協議会設立後の運営支援を行います。	地域コミュニティ推進室 中央総合事務所総務課、 東総合事務所地域福祉課、 南総合事務所地域福祉課、 北総合事務所地域福祉課 各地域センター
地域コミュニティ連絡協議会同士の交流の場づくり	地域コミュニティ連絡協議会の設立、協議会の取組みの参考とするために、協議会による設立の経過や活動の発表、参加者による意見交換を行う交流会を毎年1回開催します。	地域コミュニティ推進室
まちづくり支援	これからも地域を暮らしやすい場所とするため、地域の課題解決力を高めることを目的に、まちづくり支援を行います。	中央総合事務所総務課、 東総合事務所地域福祉課、 南総合事務所地域福祉課、 北総合事務所地域福祉課 各地域センター
スマホサロンの開催☆	自治会や高齢者ふれあいサロン等の集まりの場へ、スマートフォンの操作方法をレクチャーするスマホサロンサポーターを派遣し、スマホサロンを開催します。	DX推進課
ながさきマップによる行政情報の公開☆	ながさきマップ(長崎市地図情報サービスサイト)で公共施設や防災情報等の行政情報を公開します。	DX推進課
自治会デジタル化支援事業☆	モデル事業(令和6~8年度)の参加者への意向調査やアンケートの結果を基に、将来の自治会のデジタル化の在り方について検討し、推進します。	自治振興課

コラム

スマホサロンをご存知ですか?



デジタル化で暮らしがどんどん便利になる中、その入り口とも言えるスマートフォンの操作に不安を感じている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

長崎市では、「誰一人取り残されない」という考えのもと、デジタル化の恩恵を全員が享受できるよう、シニア世代をはじめとする市民の皆様のスマートフォン操作をサポートする「スマホサロン」という取組みを実施しています。

高齢者ふれあいサロンなど、地域の身近な集まりの場に、長崎市が養成した「スマホサロンサポーター」が訪問し

てサポートしてくれる「地域密着型」である点が特長です。遠方に出向く必要がなく、住み慣れた地域で、ご自身のペースでスマートフォンに関する疑問を相談できます。

ぜひ、お気軽にお申し込みください。「スマホサロンサポーター」は「長崎市シルバー人材センター」から派遣します。

「スマホサロンの」
詳細・申込方法はこちら



コラム

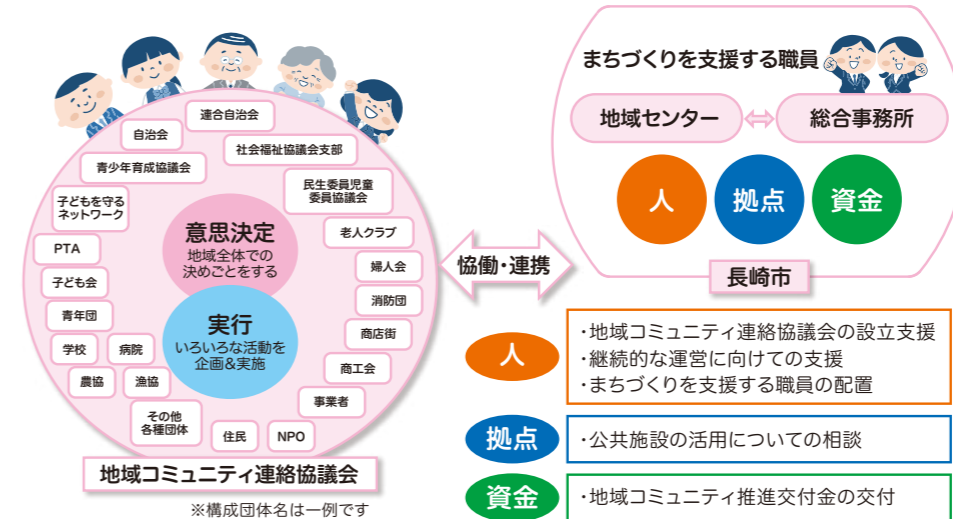
地域コミュニティを支えるしくみって?

現在、地域では、自治会をはじめ育成協や社協地区支部、PTAなど目的に応じて様々な団体が活動しています。今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するためには、これらの団体の連携を強め、多くの地域の皆さんが話し合っ、自分たちの地域に必要なことを「地域で決めて、地域で実行する」しくみが必要だと考えています。

長崎市は、地域の各種団体が連携し、一体的な地域運営を行う「地域コミュニティ連絡協議会」に対して、人・拠点・資金の3つの視点で応援します。詳しくは、長崎市ウェブサイトに掲載していますので、ご覧ください。

長崎市 地域コミュニティ で検索

地域コミュニティを支えるしくみのイメージ図



(1)地域コミュニティ連絡協議会の範囲

概ね小学校区または連合自治会(統廃合前の小学校区を基礎とするもの)の区域等

(2)構成団体

- ・区内の自治会数または自治会加入世帯数の8割以上が加入して構成
- ・連合自治会、育成協、子どもを守るネットワーク、社協支部、PTA、民児協、学校等の相当数の地域団体が加入して構成

(3)活動内容

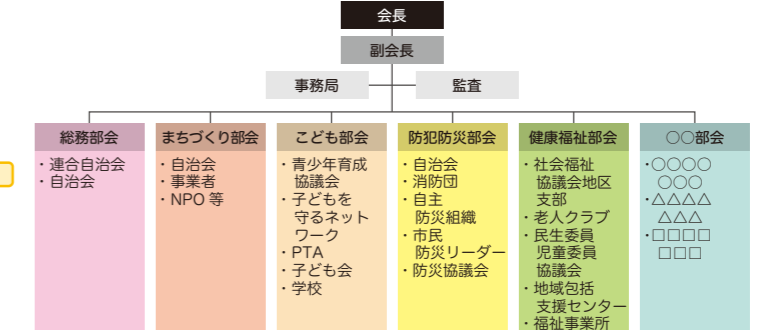
まちづくり計画(地区の将来像と課題、課題解決のための取組みについて地域の皆さんの意見をまとめたもの)に基づき、毎年度、事業を考え実行し、地区課題の解決を図る。

(4)組織体制(イメージ図:図の構成団体や部会は一例)

《ネットワーク型》



《部会型》



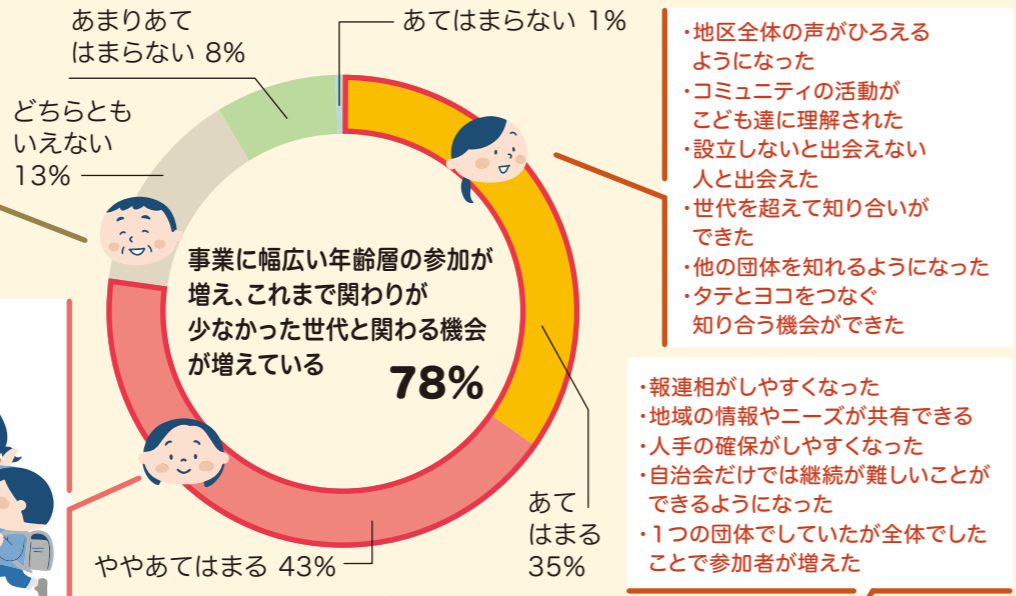
地域コミュニティ
連絡協議会の声

令和7年度代表者会議で
出された意見

- ・たくさんの人に参加してほしい
- ・子育て世代を呼び込みたい
- ・世代をこえて話ができる地域づくりを進めたい

- ・子ども達から声をかけられ手を振ってもらえる
- ・若手が出てきた
- ・小さな友達(子ども)がいっぱいできて嬉しい
- ・学生と知り合える
- ・挨拶等をして顔見知りになった
- ・継続して親子で参加することが増えた

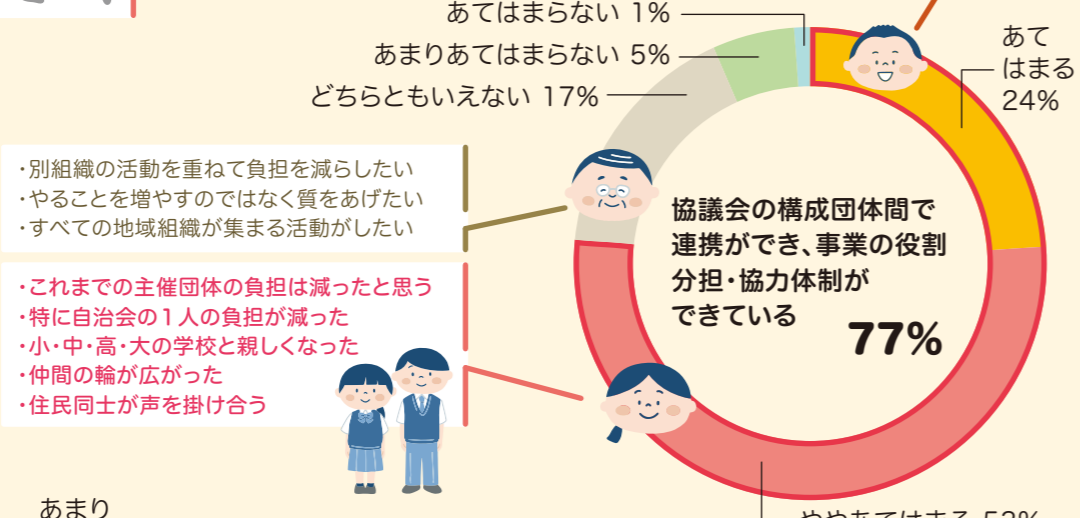
～協議会の役割や意義について～



広報誌の集約



盆踊り継承×夏祭り



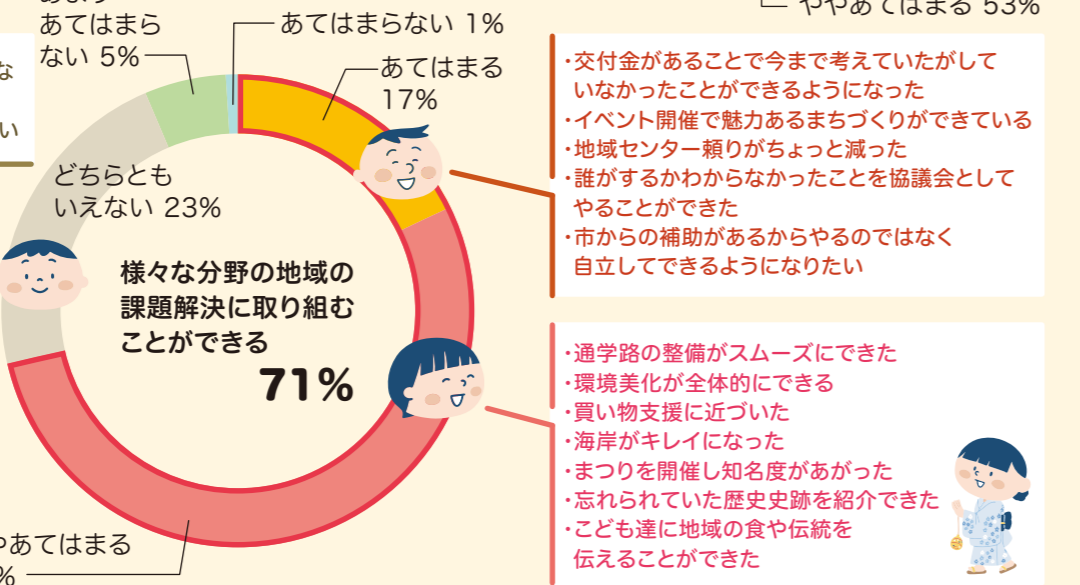
- ・自治会加入率UPできたらなら
- ・空き家対策に取り組みたい
- ・高齢者の見守りを強化したい



グラウンドゴルフ×防犯



まつり×防災

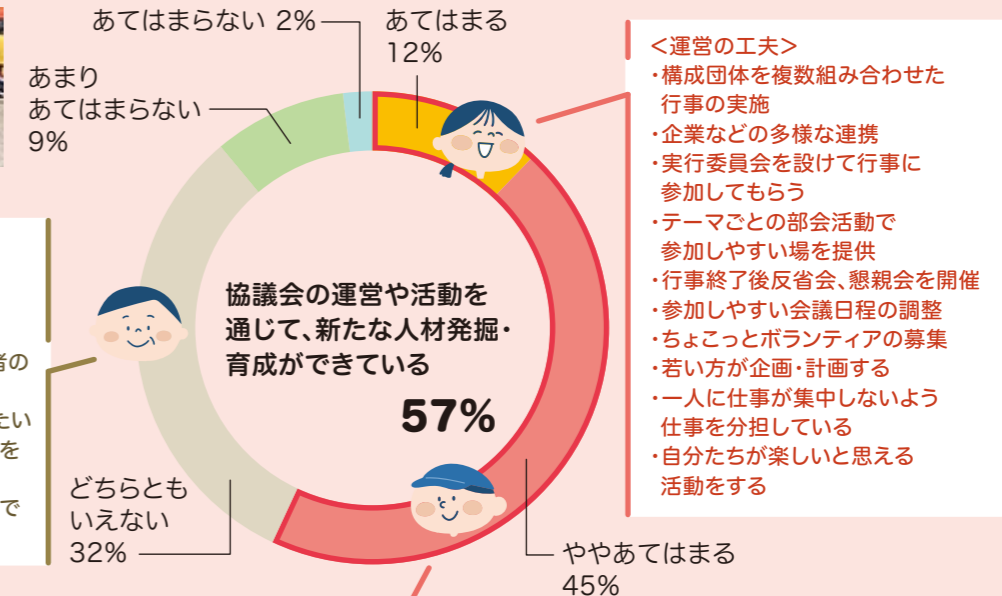


～担い手確保の活動・取組み・工夫について～

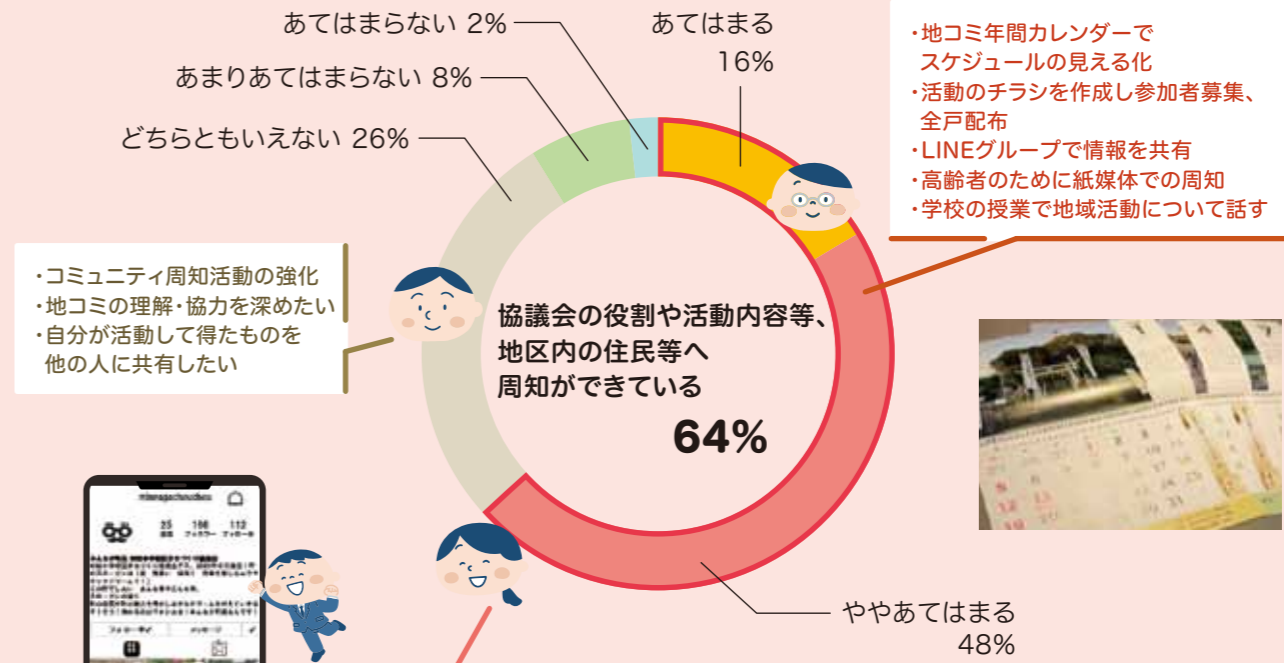


パーロン大会

- ・学生に会議に参加してもらえたら・・・
- ・定年退職しそうな人を見つける
- ・学校行事に参加し保護者の人材を探す
- ・得意・強みをリスト化したい
- ・若い世代、保護者の意見を聞きたい
- ・役割を細かくしてみんなで分担する



- <活動の工夫>
 - ・まちづくり活動を学校プログラムへ導入
 - ・大学生と連携して事業を行っている
 - ・他団体との意見交換
 - ・事業をしながら声掛け
 - ・若い人が若い人を誘う
 - ・「遊びに来てください」と誘う
 - ・大人が頑張っている姿を子ども達に見せる
 - ・パーロンで多世代交流
 - ・ハロウィンで各家を訪問し顔見知りになる
 - ・協議会事業で自治会の悩みについて話し合う



- ・Instagramの活用
- ・ウェブサイト、広報誌を作成
- ・公式LINEへの加入促進
- ・地域タウン誌の発行
- ・防災マップづくり



方向性(2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む

- ◆地域のまちづくりの担い手となる人材の発掘、育成に取り組む
- ◆多様な主体がつながる機会を創出し、担い手の一員として連携を深める

地域における将来の担い手づくりは、人材の発掘・育成を通じて地域の持続可能性を高める重要な取り組みです。具体的には、地域に眠る多様な個人の能力を発見し、リーダーを支える仕組みを構築することが求められます。

そのためには、住民同士が気軽に交流し、楽しみながら情報を共有できる場所や機会が大切です。誰もが気軽に参加でき、自分らしく活動できる環境を整えることが地域の活力となります。例えば、地域活動の意義や楽しさを伝えながら参加意識を高めるワークショップの開催、デジタル技術を活用した地域の人材と活動のマッチング、地域内外の多様な主体との交流促進などが効果的であると考えています。

また、地域ぐるみで子どもを見守り、育てる取り組みを行うことで、子育てしやすい地域であるとの実感へつながり、若い世代の方々との関わりが生まれると考えます。

一人ひとりが「我が事」として地域に関わり、人と人、人と資源がつながることで、誰もが生き生きと暮らせる社会(=地域共生社会)の実現には、行政、住民、NPO、小中学校、大学、福祉事業者などが連携し、世代や分野を超えてお互いに理解しあう交流の機会を創出し、それぞれの得意分野や強みを活かして地域課題の解決に取り組むことが大切です。担い手不足が心配される中、行政と地域の皆さん、企業、専門機関が力を合わせ、新しいアイデアを生み出すことが地域の持続可能性を高める鍵となります。

具体的には、地域のイベントを通じた人材発掘、SNSを活用した情報発信、学校・企業との連携、状況や場面に応じた役割分担、定期的な交流会の開催など、さまざまな取り組みが考えられます。これらの取り組みを通じて、世代を超えたつながりを育み、地域の活性化と持続可能なまちづくりにつながっていきます。



地域での取り組み例

(将来に向けた担い手づくりに取り組む)

みらい会議

北大浦地区
コミュニティ協議会



地域における将来の担い手として活躍してもらうため、中学校と協働し、「地域活動について学ぶ場」として開催しています。地域の課題や活動内容を知ることで、地域に目を向けるきっかけとなっています。

ゴミ宝探し さるく

手熊小学校区
まちづくり協議会



子どもたちと一緒に子どもを守るネットワークの巡回パトロール、危険個所の確認にあわせて地域内のごみ拾いも実施。自治会や学校、PTAなど各団体が連携した一石二鳥の取り組みとなっています。

学童見守り活動

ダイヤランド
まちづくり連絡協議会



主に高齢者の協力を得て「学童見守り隊」を結成。毎朝児童を見守ることで事故防止だけでなく、顔見知りの関係づくりを通じて地域のつながりを深めています。

ハロウィン 110番

大園小学校区
コミュニティ協議会



仮装した子どもたちが子ども110番の家をまわって場所を確認しながらお菓子をもらう防犯イベントとして開催。衣装や飾り袋は地域の福祉施設の利用者さんが作成するなど、地域全体で子どもを育てることがよくわかるイベントです。

子どもみらい 会議

日見地区
コミュニティ連絡協議会



日頃から地域についてどう感じているかや今後イベントでやってほしいこと等子どもの率直な意見を聞く場を設けています。それらの意見を地域行事などに反映していくことで、地域に関心を持つ、次世代の担い手を育成しています。

輪っしょい まつり

高城台校区
コミュニティ連絡協議会



協議会の体制を活かし、地域の様々な団体と役割分担を行いながら一緒にまつりを盛り上げることで、若い方の参加や協力を得ることができ、担い手の創出につながっています。

どい活 ミーティング

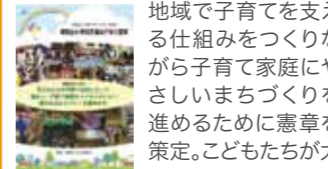
土井首地区
コミュニティ協議会



自治会の未加入や脱退、若者の参画などの問題に、地域としてどう考えるのか。自治会長や若い世代が集まって自治会活動の共有や加入促進のための課題や解決策など、さらなる活性化に向けて意見交換を行っています。

地域子育て憲章 の制定

鳴見台小学校区
コミュニティ協議会



地域で子育てを支える仕組みをつくりながら子育て家庭にやさしいまちづくりを進めるために憲章を策定。子どもたちが大きくなった時に、またここに住みたいと思ってもらえるようなまちづくりに取り組んでいます。

こどもの 居場所づくり

村松小学校区
まちづくり協議会



「地域で子どもを育てる」を目標に、月に一度子ども食堂を開催して顔の見える関係を築いています。

市や関係機関の支援策(将来に向けた担い手づくりに取り組む) <

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

※☆は第2期計画から追加した取組み

取組み	説明	所管課
地域づくり担い手育成のための研修会の開催	地域づくりの担い手となる自治会向けの研修会を開催します。	自治振興課
生活・介護支援サポーターの養成	高齢者ふれあいサロンや介護施設等において地域の高齢者を支えるボランティアの養成講座を開催します。	高齢者すこやか支援課
支部指導者研修会の開催	社協支部活動の更なる充実強化を図るため、社協支部の役員を対象とした研修会を開催します。	市社協(828-1281)
高齢者支援スタッフ研修会の開催	社協支部で行われている、ふれあい食事サービスや高齢者ふれあいサロンなど、高齢者の居場所づくりの活動を行っている担い手を対象とした研修会を開催します。	市社協(828-1281)
市民防災リーダーの養成講習の開催	地域防災力の向上を図るため、地域防災活動の推進役となる市民防災リーダーを養成する講習を毎年開催します。	防災危機管理室
移住支援	地域活動の新たな担い手となることが期待される移住者の増加を図るため、「ながさき移住ウェルカムプラザ」での移住希望者のニーズに合った相談対応など、移住の実現に向けたきめ細やかな支援を行っています。	長崎創生推進室
官民連携総合窓口☆	官民連携をハード・ソフト両面から全庁的により一層推進するため、民間事業者からの提案を受け付ける機能を有した官民連携総合窓口を設置します。	官民連携推進室
ながさき型地域貢献企業等認定制度☆	働く現役世代による地域活動への参画促進を目的に、各種地域団体が参画する地域貢献活動へ参画する企業等や従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる地域貢献活動休暇の制度を有する企業等を「ながさき型地域貢献企業等」として認定します。	自治振興課
市民主体のまちづくり活動プロモーション事業☆	20~40代の子育て世代を含む若い世代に向け、自治会や地域コミュニティ連絡協議会への関心と参加意欲を高め、活動に参加してみようという動機付けを図ることを目的として、市民を巻き込んだ形での動画制作を行い、効果的なPRを行います。	自治振興課 地域コミュニティ推進室 市民協働推進室

市や関係機関の支援策(将来に向けた担い手づくりに取り組む) <

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

《こどもを地域ぐるみで育てる》 ※☆は第2期計画から追加した取組み

取組み	説明	所管課
未来クル!!長崎プライド育成プログラム☆	各学校のさらなるキャリア教育の充実のために長崎市版キャリア教育として実践しています。	学校教育課
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入☆	地域の方々が積極的に学校運営に関与しながら、学校と一体になって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進めるために、小中学校に学校運営協議会を設置します。(学校運営協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールといいます。)	学校教育課
街頭補導	青少年の健全育成と非行防止を図り、少年補導委員による街頭補導を行います。	こども相談センター
放課後子ども教室の推進	社会教育団体等に運営を委託し放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て、こどもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの活動補助	こどもが安全かつ安心に過ごすことができる住みよいまちづくりを推進し、各小学校区子どもを守るネットワークの活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
青少年健全育成活動の活動補助	地域における青少年健全育成活動の振興、非行・事故防止活動の活発化を図り、各青少年育成協議会の活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
子育て支援センターの運営費補助	概ね3歳までの未就学児とその保護者を対象に、保護者の育児負担軽減を目的とし、気軽に利用できる地域に密着した「子育て支援センター」の運営団体に対し運営費補助金を交付します。	こども政策課
地域親子のふれあい支援	公民館やふれあいセンターなどで、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と協力しながら、乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行います。	子育てサポート課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課
こども誰でも通園制度☆	0歳6か月~3歳未満で保育所などに通っていないこどもが、月に10時間までは保護者が働いていなくても時間単位で柔軟に利用できる制度です。	幼児課
各小中学校でのファミリープログラムの開催	ファミリープログラム(話し合い活動)を通して子育ての悩みを共有し、自己肯定感を高めます。その際のファシリテーター(進行役)の派遣の調整や謝礼金の支援を行います。	生涯学習企画課

コラム

ファミリーサポート・センターながさきって?

地域の中で、子育ての援助を受けたい方(おねがい会員)と援助を行いたい方(まかせて会員)がマッチングされることにより、一時的な子育ての助け合いを行う「ファミリー・サポート・センターながさき」をご存じでしょうか。

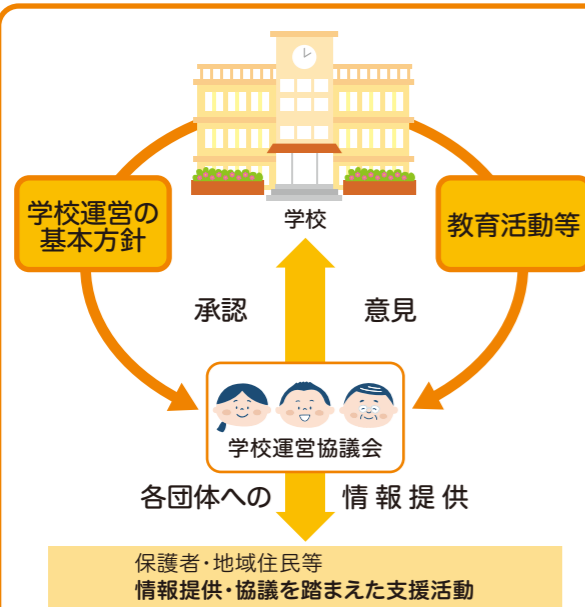
子育て家庭の中には、「保育園までの送迎を手伝ってほしい」「美

容室や病院に行っている間、こどもを預かってほしい」「家事を行う間に、こどもを見てほしい」という方がいらっしゃると思います。一時的な子育ての助け合いを通じて、地域のまちづくりに取り組みませんか。



コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは、地域や保護者等が学校運営等に参画できる制度です。学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんの声を反映させると共に、同時に当事者として、こどもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組みが展開されます。それはこどもたちにとって有益であることはもちろん、こどもたちに関わるすべての人たちにとっても様々なメリットがある魅力ある仕組みです。



学校運営協議会では、学校長が作成した「学校運営の基本方針」などについて、協議(熟議)し、承認や意見をします。学校は、承認を経た方針をもとに、教育活動を進めます。協議の結果に関する情報は、協議会の委員が所属する各団体へ共有し、支援活動につながるようコーディネートします。

これまでは、各団体それぞれが学校に協力し、支えていただく体制でしたが、学校と地域等がビジョンを共有し、地域にあるネットワークを生かしながら、学校運営の「当事者」として、組織的に連携・協働する体制を構築・継続することがねらいです。

こんなことを協議しています！

- 育てたいこどもの姿 ○通学路の安全確保 ○学校行事の在り方 ○学習支援
- 働き方改革 ○不登校・別室登校

長崎市立小島小学校の取組み

①学習支援

あらゆる授業等に、地域人材を招いて学習の充実を図っています。

②安心見守り支援

別室登校支援の支援員募集を地域の方に呼び掛けていただき、多くの方がメンバー登録され、別室を利用することも子どもたちや昼休みの室内遊びを見守ってくださっています。

③地域活性化

協議会で児童が提案した取組み(環境美化・安心安全なまちづくりなど)を自治会や地域住民に繋ぎ、具現化しています。



家庭科:ミシンの学習



学校運営協議会での児童からの提案

「知識・技能の確かな定着」、「地域を愛する心情と参画・貢献意識の高まり」、「安心安全な環境・生活の確保」など、多方面でよい効果が得られており、学校運営上欠かせない仕組みとなっています。

方向性(3) 地域への支援体制を強化する

- ◆市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する
- ◆市や関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実を図る
- ◆市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

地域社会には、多様な生活上の課題に直面している方が存在しています。

例えば、高齢者の日常生活における困難、認知症の方への対応、こどもの貧困やネグレクト^{*}、DVや経済的困窮など、個人の困りごとから家族全体に及ぶ複雑な問題などがあります。

これらの問題を抱える方々の中には、既存の福祉制度の対応が困難で、十分なサポートを受けられない、あるいは支援を求める相手がいない方々があります。従来の縦割りの制度だけでは対応が難しいため、公的な支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」に展開する必要があります。

地域の皆さんがこのような方にいち早く気づき、適切な相談機関につなぐことができるよう、これからも市や市社協など複数の専門機関が連携して、あらゆる相談に対応し、各分野の関係機関が重層的・横断的に連携しながら、支援が必要な方々に寄り添った支援をしてい

く包括的な支援体制の充実を目指しています。

また、持続可能な地域のまちづくりを実現するためには、関係機関がそれぞれの地域の実情に応じた柔軟な支援を行う必要があります。自治会長をはじめとする地域活動の担い手が地域のまちづくりに取り組む上で直面する悩みや困りごとの相談を受ける体制として、地域センターや総合事務所にまちづくりを支援する職員を配置しています。これらの職員が地域の特性や課題など実情をしっかりと把握し、関係機関と連携しながら、地域の皆さんと一緒に課題解決に取り組んでいきます。

これからの地域のまちづくりは、多世代・多様な主体と市など関係機関がお互いに連携、協働することではじめて真の成果が得られると考えています。長崎市は今後も全庁体制な横断的連携を通じて、各地域の特色を活かしたまちづくりを進めていきます。

^{*}ネグレクトとは、幼児・児童・高齢者・障害者などに対し、保護や養育、介護などを怠り、放任する行為を指す。



市や関係機関の取組み(地域への支援体制を強化する) <

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

※☆は第2期計画から追加した取組み

取組み	説明	所管課
総合相談支援事業 (しゃきょう“なんでも”相談)	福祉、生計、家族、年金、苦情等、生活上の心配へのご相談を受けて、各関係機関と連携しながら解決に向けて支援します。	市社協 (828-5016)
複合的な課題等を抱える 世帯・人への支援	「多機関型地域包括支援センター」において、高齢・障害・子育て・生活困窮などの複合的な課題を受け止め、内容を整理し、関係機関と協力しながら解決に向けて支援します。	地域包括ケアシステム推進室
高齢者の身近な総合相談支援	地域包括支援センターが、高齢者の在宅介護や福祉・保健全般に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い支援します。	高齢者すこやか支援課
権利擁護や財産管理に関する 相談支援☆	長崎市権利擁護・成年後見支援センターが、判断能力が低下した市民の財産管理や手続き等に関する相談を受け、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用支援を行います。	高齢者すこやか支援課
長崎市生活支援相談センターの 設置、運営	仕事が見つからない、生活費に困っている等、生活の不安や悩みのある方の相談を受けて、相談員と一緒に考え、自立相談支援や家計改善支援、住居確保給付金の案内のほか、必要に応じ生活保護の利用など、解決に向けて支援します。	中央総合事務所生活福祉2課 市社協
生活困窮者支援等のための 地域づくり事業☆	生活困窮者等を支援することを目的とした研修会や勉強会を実施し、福祉・高齢・障害・子育て・医療・介護などの様々な関係機関と地域の課題や社会資源などを共有するとともに関係機関同士の連携を深め、生活困窮者等の早期把握と課題解決に取り組みます。	中央総合事務所生活福祉2課 市社協
貸付事業	低所得者、障害者等に対し、賃金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるように支援します。	市社協 (801-0057)
長崎市こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能が一体となった「こども家庭センター」において、妊産婦等に寄り添い必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援を実施するとともに、すべてのこどもとその家庭を対象に、こども等に関する相談全般から専門的な相談対応を行い、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
子育てに関する 地域の身近な場所での相談☆	地域の身近な場所で、子育て家庭からの相談を受け、必要な支援を行う「利用者支援」と、関係機関との連絡調整、連携・協働、地域の子育て資源の育成等の「地域連携」を行います。	子育てサポート課
ファミリー・サポート・ センターながさきの運営	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課



市や関係機関の取組み(地域への支援体制を強化する) <

お問い合わせ:あじさいコール☎822-8888

取組み	説明	所管課
障害者相談支援	長崎市内に6か所設置されている相談支援事業所において、障害福祉サービスの利用に関する支援等、障害者等からの相談に応じた情報提供や助言を行います。	障害福祉課
障害者自立支援協議会の開催	障害者支援の課題等について関係機関と情報を共有し、連携を取りながら、地域の実情に応じた体制整備について協議を行います。	障害福祉課
障害者虐待防止窓口の設置	障害者の権利・利益を守るため、障害者虐待の通報・相談窓口として、「長崎市障害者虐待防止センター」を設置し、受付を行います。	障害福祉課
まちづくり支援	これからも地域を暮らしやすい場所とするため、地域の課題解決力を高めることを目的に、まちづくり支援を行います。	中央総合事務所総務課、 東総合事務所地域福祉課、 南総合事務所地域福祉課、 北総合事務所地域福祉課 各地域センター
地区公民館の ふれあいセンター化 自主的な学習活動の支援	地区公民館をふれあいセンターにすることで、地域にとってより活用のしやすい施設となります。地域の実情に応じた講座の企画、講師紹介などの相談に応じます。	生涯学習企画課
自治会集会所の 建設改修等補助金の助成	自治会活動の推進に必要な集会所の機能を確保するため、新築及び補修等を行う自治会に対して助成を行います。	自治振興課
安全・安心・交流センターの 活動支援	安全・安心まちづくりの推進を図るため、自治会等が行う防犯活動をはじめ美化活動など地域連帯活動の拠点として、廃止された交番等を自治会等へ無償で貸し付け、その支援を行います。	自治振興課
集会所用地及び集会所の譲与	開発行為による市に無償譲渡された集会所用地及び集会所等について自治会に無償譲渡します。	資産経営課



コラム

地域を支える
しくみ

行政サテライト機能再編成

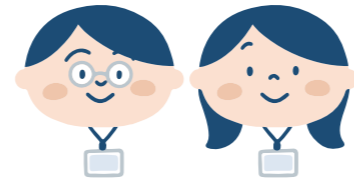
長崎市では、市町村合併後広くなった市域においても、近くで用事を済ませることができ、困りごとをスピーディーに解決し、地域の特性に合った対応をするため、平成29年10月から4か所の総合事務所と20か所の地域センターを設置しました。

地域センターでは、住民の皆さんが身近な手続きや相談ができるように、また総合事務所は

道路・公園などの土木、保健師など専門職員やまちづくり支援担当職員が地域に出向くための拠点としました。

地域の困りごとは、まずは地域センターでご相談をお受けし、総合事務所（もしくは本庁）から専門の担当がお伺いしまちづくり支援を行っています。

まちづくり支援担当職員の3つの役割



1 地域課題の解決

どんなことをするの？

地域の困りごとを地域のかたから直に聴いて一緒に考え、解決につなげています。

地域と庁内や関係機関をつないだり、提案したりしています。



2 地域活動の支援

どんなことをするの？

地域のかたが地域活動に取り組むときの助言やパイプ役を行っています。

活動の魅力をウェブサイトや情報誌などで発信しています。

例えば？

【地域間をつなぐ】

新設の高齢者サロン（高齢者向けの運動、講話等）から運営に関する相談があり、活動実績のある他地区のサロンを紹介。運営に関するアドバイスを受けたことで、安定した運営ができるようになりました。

3 協議会の支援

どんなことをするの？

地域課題を地域で解決するためのコミュニティづくりをすすめる「地域コミュニティ連絡協議会」の設立及び運営を支援しています。

例えば？

【他地区の情報提供】

協議会の事業を検討する際、他地区のイベントカレンダーを紹介したところ、部会委員全体に好評で、そこから地区独自の内容（歴史等）を入れてはどうかなどさらに発展した話が進められました。

コラム

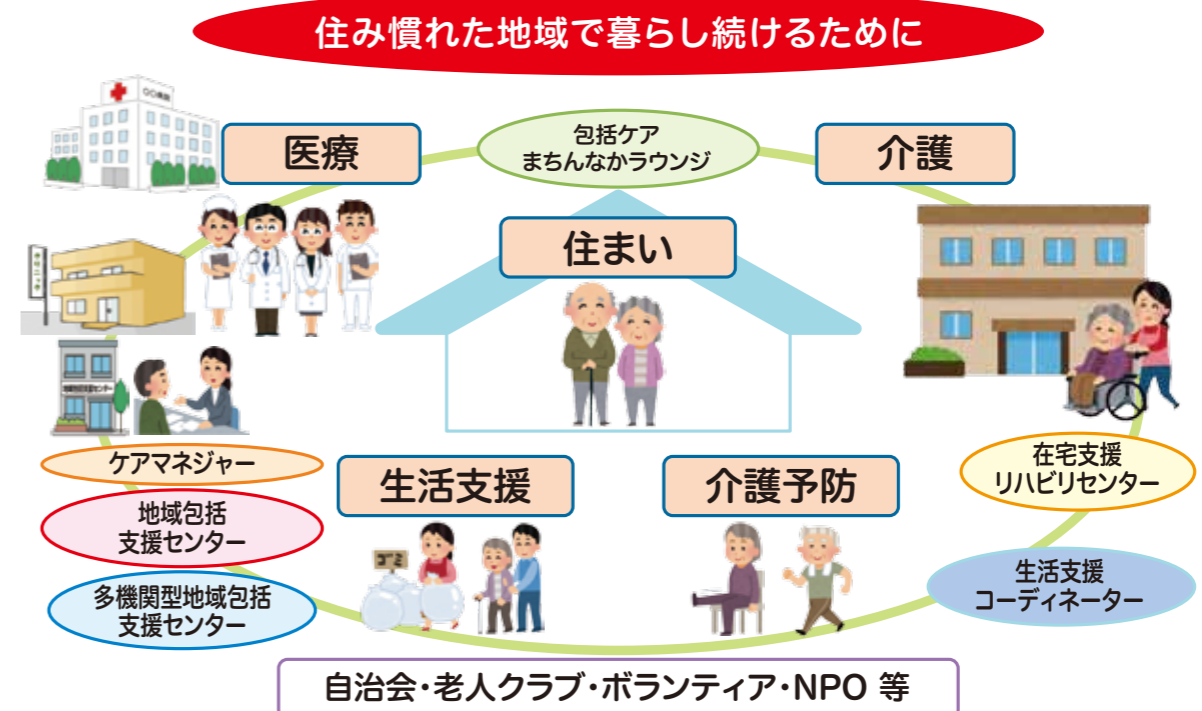
長崎市が目指す
地域包括
ケアシステム

団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となり、高齢者人口がピークを迎え、総人口や現役世代人口が減少している中、2025年（令和7年）11月末現在、高齢化率は35.1%で、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は約3分の1となっています。今後も、高齢化率は上昇が見込まれているため、支援が必要な高齢者や認知症高齢者の増加、介護人材の不足等に伴う様々な問題など、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22

年）を見据えた、超高齢社会への対応が求められています。

長崎市では、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域ごとに必要な在宅医療や訪問介護などの医療・介護サービス、健康づくりを含めた介護予防、見守り・買い物支援などの生活支援、住まいを一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」の推進に向けて取り組んでいます。

地域包括ケアシステム



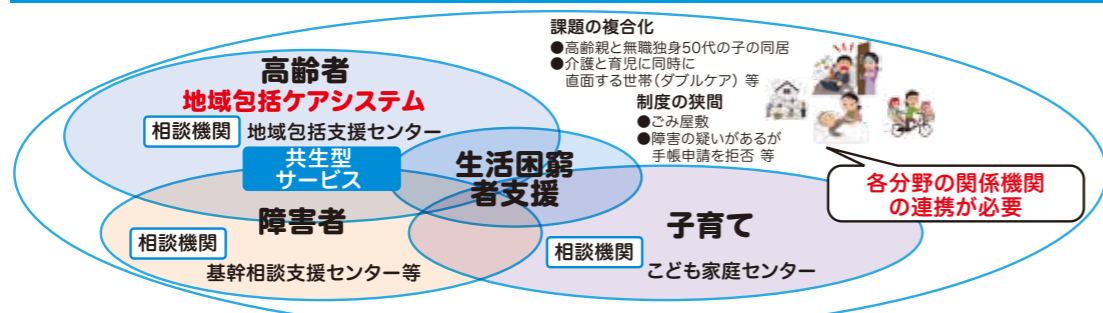
地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と支援関係機関等が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制の整備「=包括的な支援体制の整備(社会福祉法第106条の3)」に取り組んでいます。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



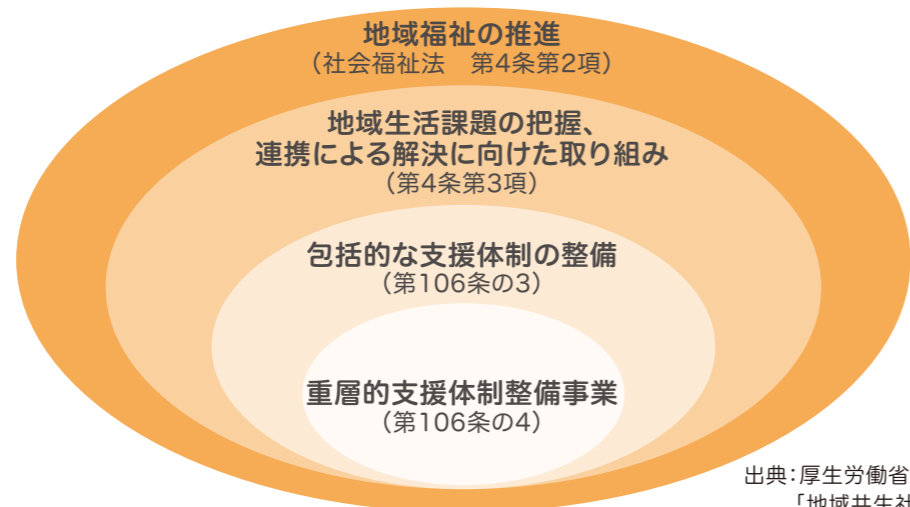
土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

重層的な支援体制

包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

地域共生社会の実現

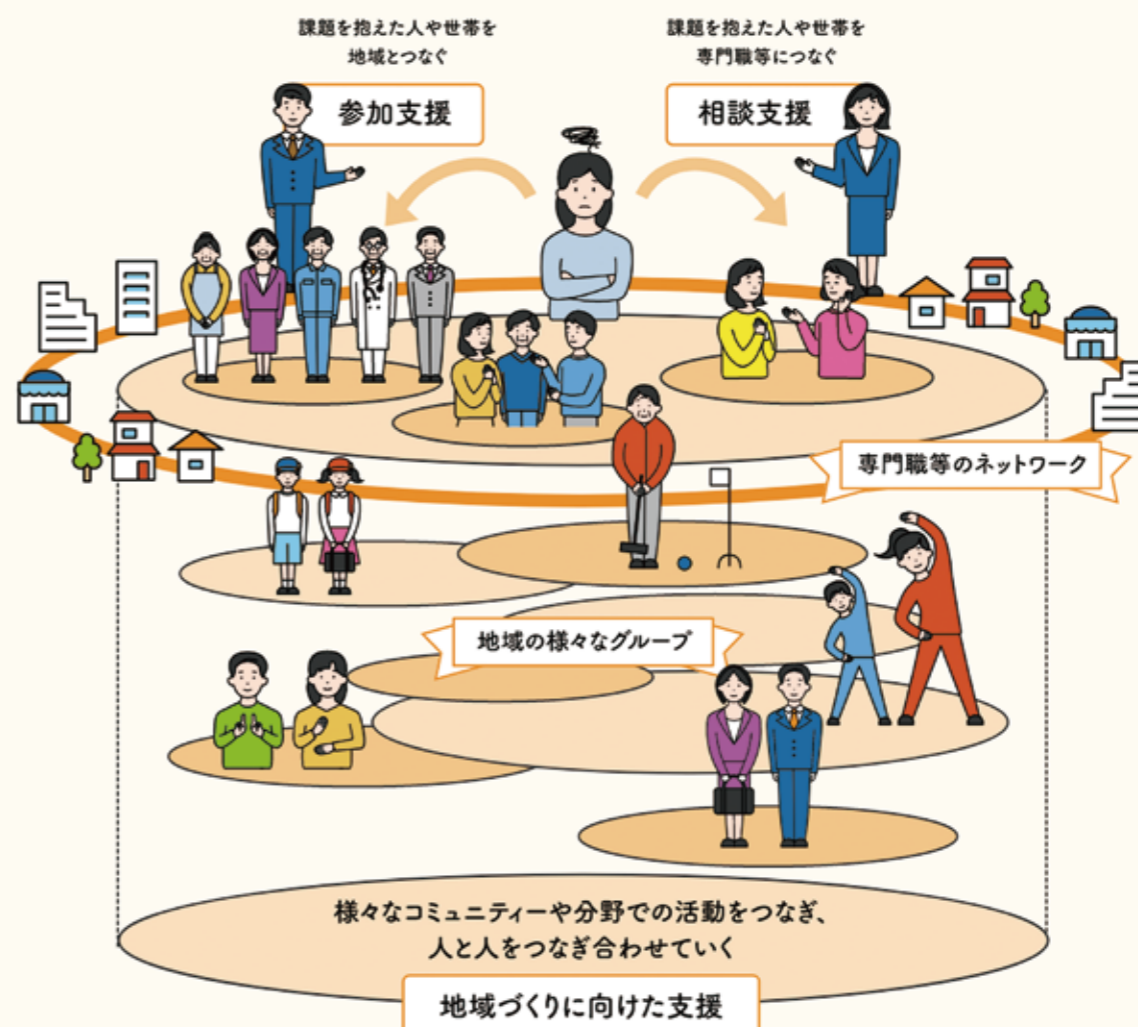


出典:厚生労働省「地域共生社会の実現に向けて」

重層的支援体制整備事業は、これまでの高齢、障害、こども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、現在の分野別の支援では対応できないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括

的な支援体制を構築するため、「1,属性を問わない相談支援」「2,参加支援」「3,地域づくり」に向けた支援を一体的に実施するものです。

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



重層的支援体制整備事業の概要

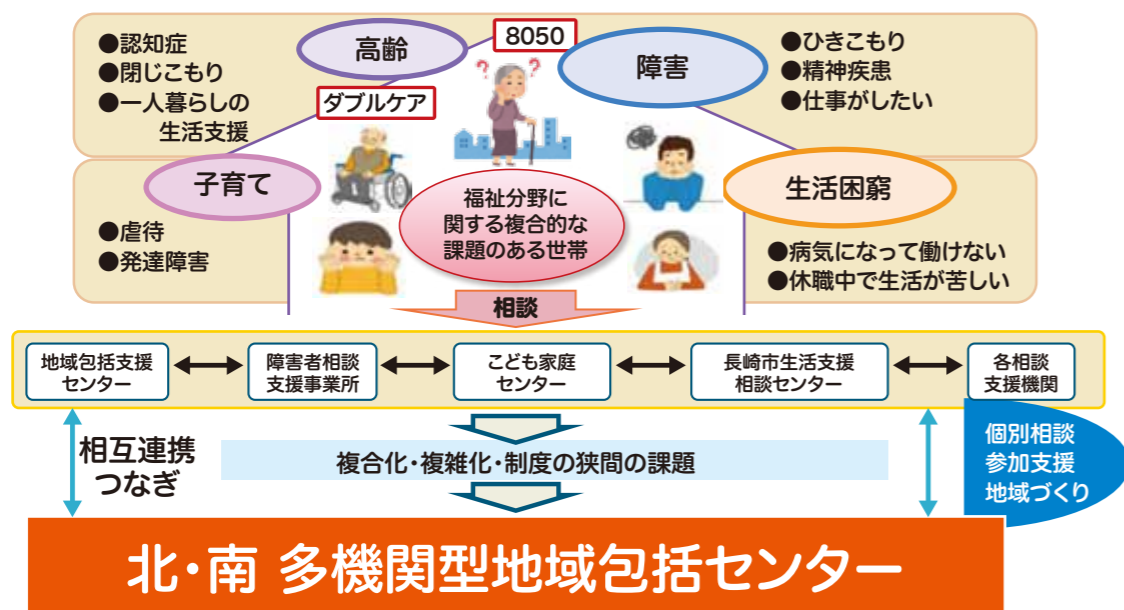
出典:厚生労働省ウェブサイト

多機関型地域包括支援センターの取組み

少子高齢化、地域の繋がり希薄化などの社会背景により、「様々な悩みが重なり合う」「どこに相談してよいかわからない」「制度の狭間で支援が受けられない」といった複合的な課題を抱えた世帯が増えてきています。

多機関型地域包括支援センター(市内2箇所)では、包括的な支援を必要とする世帯の相談を、相談支援包括化推進員(社会福祉士)が、ワンス

トップで受け止め、悩み・課題を整理し、必要な支援と一緒に考えます。また、個別の相談対応とあわせて、地域住民が抱える生活課題や福祉のニーズを解決するために、地域の多分野の相談支援機関が参加する「相談支援包括化推進会議」を開催し、支援のネットワークを作る「つなぐ支援」を行っています。



参加支援

高等学校での「校内居場所カフェ」【ゆめおす(若者支援)と連携】

空き教室等を利用して定期的に開設し、個別支援・退学予防・社会孤立を防ぐ支援を実施しています。



地域づくり×参加支援

オランダ坂子ども食堂の開催

地域の多くの団体の協力のもと、世代や属性を超えて交流できる居場所づくりを行っています。



地域づくり

相談機関紹介の市民向けパンフレット「こねくと」の作成・配布

ライフステージごとに市内の相談窓口を紹介するパンフレットを作成しました。



コラム

相談機能支援体制を上手に使う

困りごとがあったり、何かで困っている人や隣近所のちょっとした異変に気付いたときは、自治会長や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等身近な人や相談窓口にご相談しましょう。

近くにありますが相談窓口。まずは相談を!

しゃきょう“なんでも”相談(市社協)

福祉、生計、家族、苦情等、生活上のあらゆる相談に応じて、解決方法のアドバイスをします。

相談窓口	電話番号
長崎市社会福祉協議会本所	828-5016
市社協三和支所	892-0646
市社協琴海支所	885-2141

※月～金 9:00～17:00

誰かに相談を聞いてほしい...



家族や近所の関係のことで悩んでいる

どこに相談をすればいいのかわからない



子育ての相談

いじめられている。学校に行きたくない

泣き止まない! 子育てでイライラする



子育て全般に関する相談。一人で悩まないで誰かに聞いてもらいましょう。

相談窓口	電話番号
子ども・子育てイカオ相談 長崎市子ども家庭センター (子育てサポート課)	822-3725 はいっしゅすみんなにこり



←詳しくはイカオウェブサイト

子育ての援助をしてほしい人になりたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。

相談窓口	電話番号
ファミリー・サポート・センターながさき 長崎市社会福祉協議会	829-6244

権利を守ること(権利擁護)

虐待をうけているとき、または、その疑いがあるときに、本人や発見者からの相談を受け、支援を行います。また、判断能力が十分でない認知症高齢者などに対し、財産管理や日常生活での様々な契約を行うなど不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぐための支援制度(成年後見制度)があります。



財産管理に自信がなくなった 虐待にあっている人がいる

相談窓口	電話番号
【高齢者】虐待相談専用電話 (高齢者すこやか支援課内) ※月～金 8:45～17:30 ※長崎市地域包括支援センター、各総合事務所地域福祉課でも受け付けています。	827-6499 (時間外) 822-8888
【障害者】長崎市基幹相談支援センター ※月～金 9:00～17:00	801-2828
長崎市障害者虐待防止センター ※月～金 9:00～17:00 ※時間外は障害福祉課内	801-2828 (時間外) 829-1800
【子ども】児童相談所全国共通ダイヤル ※24時間対応	189 いち・はや・く
【成年後見制度】長崎市権利擁護・成年後見支援センター ※月～金 9:00～17:00(祝日、年末年始除く)	894-4500

地域包括支援センター

近所の一人暮らしの高齢者が心配…
家族の介護中につい声を荒げてしまう
要介護認定の申請を頼みたい



高齢者の総合窓口。
保健・福祉・介護についての総合相談などを行います。

地域包括支援センター	電話番号	地域包括支援センター	電話番号
東長崎地域包括支援センター (田中町)	813-8060	西部地域包括支援センター (旭町)	862-0119
日見・橘地域包括支援センター (かき道1丁目)	801-2037	岩屋地域包括支援センター (岩屋町)	855-8000
桜馬場地域包括支援センター (古川町)	818-6602	滑石・横尾地域包括支援センター (滑石3丁目)	814-7770
片淵・長崎地域包括支援センター (夫婦川町)	801-5188	北部地域包括支援センター (琴海村松町)	801-2730
大浦地域包括支援センター (相生町)	818-8311	北部地域包括支援センター(三重・外海事務所) (京泊2丁目)	860-1100
江平・山里地域包括支援センター (本原町)	841-7770	小島・茂木地域包括支援センター (田上2丁目)	820-8231
西浦上・三川地域包括支援センター (花丘町)	847-0151	戸町・小ヶ倉地域包括支援センター (上戸町2丁目)	879-7408
緑ヶ丘地域包括支援センター (白鳥町)	847-3812	土井首地域包括支援センター (江川町)	833-5454
淵地域包括支援センター (城栄町)	814-0202	深堀・香焼地域包括支援センター (深堀1丁目)	895-7007
小江原・式見地域包括支援センター (小江原5丁目)	848-1222	南部地域包括支援センター (布巻町)	892-3124

※開所時間は各センターで異なりますので、電話でご確認ください。

その他の相談窓口

障害者相談支援事務所

障害者の方々が地域で生活していくための支援を行います。

[障害福祉センター] 月～金 9:00～17:00

[障害福祉センター以外] 月～土 9:00～17:00

相談窓口	電話番号
障害福祉センター (茂里町)	842-2525
障害者相談支援事業所「つどい」 (末石町)	898-5656
精神障害者相談支援センター 「やまぼうし」(大橋町)	845-2337
障害者相談支援事業「いんくる」 (三京町)	865-6112
障害者相談支援事業所「さち風」 (田中町)	801-1122
障害者相談支援事業所「まんなか」 (大橋町)	804-0064

生活支援相談センター

特に「生活が苦しい」「今後の生活に不安がある」方の生活の立て直しに向けた支援を行います。

※ 月～金 9:00～17:00

相談窓口	電話番号
長崎市社会福祉協議会本所	828-0028

自殺予防やこころの健康を支援する相談窓口

相談窓口	電話番号
精神保健相談ダイヤル	829-1311



6

計画の推進・進行管理

(1) 計画の推進

本計画は、目指す地域の姿として「みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げその実現に向けて2つの柱を設け、2つの柱に取り組むための方向性に沿って地域と市、関係機関が連携、協働して地域のまちづくりを推進します。

なお、市としては、長崎市地域コミュニティ推進本部(以下「推進本部」)において、全庁体制で推進していきます。

(2) 進行管理

計画の推進にあたって、目指す地域の姿を実現するための目標指標と、各方向性の進捗をはかる指標を次のとおり設定します。

本計画は地域主体の計画であるため、各地域団体の活動状況なども併せて、推進本部及び地域コミュニティ推進審議会での十分な議論のもとに、総合的に進行管理していきます。

また、社会情勢の変化などに応じて指標の見直しを図っていきます。

(3) 目標指標

目標指標	直近値 令和6年度	目標値 令和12年度	指標の説明 (アンケート調査の結果による)
1 ご近所に助け合える人がいる人の割合	26.2%	32.2%	・地域の支え合いの進展に関する指標 ・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
2 地域活動等に参加している人の割合	54.9%	60.9%	・地域への貢献意欲の向上に関する指標 ・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
3 自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合	75.6%	81.6%	・地域への関心度の向上に関する指標 ・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。

(4) 方向性の進捗をはかる指標

総合計画や各個別計画において、各事業の進捗をはかるため設定している目標値を用いています。

柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり



(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ

指標	直近値 令和6年度	目標値 令和12年度
自治会加入率	60.1%	65.0%
市政情報の発信に満足している市民の割合☆	70.9%	75.0%

(2) 様々な人や団体が参画し連携する

指標	直近値 令和6年度	目標値 令和12年度
自治会加入率【再掲】	60.1%	65.0%
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】	48地区	78地区
地域でのボランティア活動に参加した学生数☆	5,433人	5,767人

(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む

指標	直近値 令和6年度	目標値 令和12年度
地域の防火防災訓練実施率	78.8%	100.0%
自主防災組織活動カバー率	72.1%	75.1%
青少年育成協議会の活動実施率	94.4%	100%
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲(捕獲隊)の組織数【累計】	142組織	160組織
各地区が住みやすいと思う市民の割合☆	72.6%	75.6%
自宅や学校以外で放課後に自分一人や友達と過ごす場所が身近にあると思う割合(小～高校生)☆	83.5%	85.5%

(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

指標	直近値 令和6年度	目標値 令和12年度
移住者数	546人	550人
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合☆	86.8%	90.0%
各地区が住みやすいと思う市民の割合【再掲】☆	72.6%	75.6%

柱2 未来へつなげる体制づくり

(1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める

指標	直近値 令和6年度	目標値 令和12年度
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】【再掲】	48地区	78地区

(2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む

指標	直近値 令和6年度	目標値 令和12年度
生活・介護支援サポーターの新規養成者数	63人	152人 (※令和8年度目標値)
移住者数【再掲】	546人	550人
長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだと思っている小中学生の割合☆	92.0%	95.0%
ながさき型地域貢献企業等に認定を受けた企業等の従業員数☆	293人	12,300人

(3) 地域への支援体制を強化する

指標	直近値 令和6年度	目標値 令和12年度
地域から受けた相談が完結した割合	77.0%	83.0%
多機関型地域包括支援センターが支援した世帯数	479世帯	415世帯
長崎市社会福祉協議会の総合相談窓口相談件数	1,455件	1,737件
お住まいの地域の「地域包括ケアシステム」ができていると感じている市民の割合☆	34.4%	37.0%

※☆は第2期計画から追加した指標

(1) 長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体、福祉・介護関係団体、医療・保健関係団体、教育関係団体、子ども・青少年育成関係団体、防災関係団体、防犯関係団体、公益活動団体、産

業関係団体、金融関係団体、学識経験者、公募委員など20名の委員で構成されています。



長崎市地域コミュニティ推進審議会委員一覧(五十音順、敬称略)

委員名	出身団体	備考
阿保 貴章	認定NPO法人長崎在宅Dr.ネット	
池山 賢太郎	日本郵便(株) 長崎県南部地区連絡会	
井口 元孝	長崎市民生委員児童委員協議会	
江口 忠宏	DEJIMA BASE	
大杉 あゆみ	長崎純心大学人文学部	
小方 貴子	長崎市青少年育成連絡協議会	
加藤 眞知	子どもを守るネットワーク	
川添 達朗	長崎市地区商工会連絡協議会	
菊野 寛史	長崎市保健環境自治連合会	
小柳 亮一	西北校区まちづくり協議会	
佐藤 一則	NPO法人たちばな	
田川 雄一	長崎市小学校長会	
田中 元登	公募	
堤 裕子	長崎市消防団	
西村 宣彦	長崎大学経済学部	会長
濱添 なおみ	形上地区まちづくり協議会	副会長
深堀 優	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	
松尾 俊哉	長崎市PTA連合会	
松下 隆	長崎市社会福祉協議会支部長会	
森 健司	公募	

(2) 長崎市地域コミュニティ推進本部

本計画を改定するにあたって、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例に基づき、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの総合的な推進及び調整を図るとともに、関係

部局が緊密な連携を図り、個々の施策を連動させることで相乗効果を高めていくため、長崎市地域コミュニティ推進本部を設置し検討しました。

長崎市地域コミュニティ推進本部(令和元年10月9日設置)

本部長:市長

副本部長:副市長

委員:危機管理監、企画政策部長、総務部長、情報政策推進部長、財務部長、市民生活部長、原爆被爆対策部長、福祉部長、市民健康部長、こども部長、環境部長、経済産業部長、文化観光部長、水産農林部長、土木部長、まちづくり部長、まちづくり部政策監、建築部長、中央総合事務所長、東総合事務所長、南総合事務所長、北総合事務所長、消防局長、教育長、上下水道局長、議会事務局長、農業委員会事務局長

長崎市地域コミュニティ推進本部幹事会

幹事長:地域コミュニティ推進室長

幹事:防災危機管理室長、企画政策部都市経営室長、企画政策部広報広聴課長、総務部行政体制整備室長、情報政策推進部DX推進課長、財務部資産経営課長、市民生活部自治振興課長、市民生活部市民協働推進室長、原爆被爆対策部被爆継承課長、福祉部福祉総務課長、福祉部高齢者すこやか支援課長、福祉部障害福祉課長、福祉部地域包括ケアシステム推進室長、市民健康部地域保健課長、市民健康部健康づくり課長、こども部こども政策課長、こども部子育てサポート課長、こども部こどもみらい課長、環境部ゼロカーボンシティ推進室長、環境部資源循環課長、経済産業部商業振興課長、文化観光部文化財課長、水産農林部水産振興課長、水産農林部農林振興課長、土木部土木企画課長、まちづくり部都市計画課長、まちづくり部公共交通対策室長、建築部住宅政策室長、建築部建築指導課長、中央総合事務所総務課長、中央総合事務所地域福祉課長、中央総合事務所生活福祉2課長、中央総合事務所地域整備1課長、東総合事務所地域福祉課長、東総合事務所地域整備課長、南総合事務所地域福祉課長、南総合事務所地域整備課長、北総合事務所地域福祉課長、北総合事務所地域整備課長、消防局予防課長、教育委員会教育総務部学校施設課長、教育委員会教育総務部適正配置推進室長、教育委員会教育総務部生涯学習企画課長、教育委員会教育総務部東公民館長、教育委員会学校教育部学校教育課長、農業委員会事務局事務長

説明 ↓ ↑ 意見提案

説明 ↓ ↑ 意見提案

連 ↓ ↑ 携

議会

長崎市地域コミュニティ
推進審議会

市社協など関係機関

(3) 長崎市社会福祉協議会

社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、社会福祉法に基づく社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織です。

市社協は、昭和39年9月15日に任意団体として設立し、昭和42年1月13日に社会福祉法人として認可を受けました。

社協は、地域福祉の推進において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、社会福祉を目的とする事業者だけでなく、社会福祉に関する活動

を行う地域住民、民生委員・児童委員、保健、医療、教育など多くの関係者の参加・協力のもと、「誰もが**ふ**だんの**く**らしの中で**し**あわせを感じられる笑顔あふれるまち“ながさき”をつくるため、様々な事業を行っています。(※次ページ参照)

社協の役割【社会福祉法第109条】

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

*市社協では、年2回(5月、10月)広報誌“社協だより”を発行している他、公式ウェブサイトや フェイスブックで様々な情報を発信しています。



*令和7年度現在

長崎市社協の事業紹介 ※一部抜粋

市民一人ひとりの困り事への相談支援

- ・しゃきょう“なんでも”相談
- ・長崎市生活支援相談センター
- ・長崎市権利擁護・成年後見支援センター
- ・生活福祉資金の貸付
- ・ファミリー・サポート・センターながさき



地域活動の支援

- ・地域福祉活動の企画・実施のための支援
- ・市社協支部活動への支援
- ・生活支援体制整備事業
- ・各種研修会の実施



ボランティア活動の推進

- ・福祉体験学習の支援
- ・ボランティア活動に関する相談・調整
- ・災害ボランティアセンターの運営(運営訓練の実施)
- ・災害ボランティア事前登録の推進
- ・被災地災害ボランティアセンターへの職員派遣)



募金活動の推進

- ・赤い羽根共同募金運動の支援(募金の募集・社会福祉事業への配分等)
- ・日本赤十字社の活動支援(活動資金の募集・赤十字活動の周知等)



(4) 長崎市よかまちづくり基本条例

長崎市条例第39号

長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持つた若者たちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持っています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によつて復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちです。

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っており、中には世界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流し」に代表される祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となつています。

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まって、訪れる方々をもてなしています。

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えています。

私たちは、将来のこのまちが、「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れたいおもてなしに溢れた魅力あるまち」、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするまち」、「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」であることを目指します。

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

(まちづくりの宣言)

第1条 私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまちづくりを進めます。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
 - イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。
 - ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。
 - エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。
 - オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
 - カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
- (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
- (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
- (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力してまちづくりに取り組むことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたい魅力あるまちづくり
- (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

(まちづくりの基本原則)

第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
- (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
- (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して協働すること

(5) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

長崎市条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例(平成27年長崎市条例第39号。以下「基本条例」という。)の趣旨にのっとり、住民等、地域コミュニティ連絡協議会及び本市の役割を明らかにするとともに、本市の支援及び地域コミュニティ連絡協議会の認定等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 基本条例第2条第1号に規定する住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等及び事業者をいう。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて顔の見える関係を構築することができる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体であって、第7条第1項の規定による認定を受けたものをいう。
- (3) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。
- (4) 地区 第7条第1項第1号アからウまでのいずれかの区域をいう。
- (5) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組みについて、住民等の多様な主体が参加する話合いの過程を経て、住民等が策定した地区独自の長期的な計画をいう。

(住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組みへの参加及び協力を努めるものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の役割)

第4条 地域コミュニティ連絡協議会は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) まちづくり計画に基づく事業の立案及び実施
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会の構成員間における情報共有及び相互連携
- (3) 地区内の住民等に対する情報発信並びに地域コミュニティ連絡協議会への参加促進及び自治会をはじめとする地区内の団体の公益的な活動への参加促進

(市の役割)

第5条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重し、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

- 第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。
- 2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。
 - 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもしろいやりをもって、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。
 - 4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

(議会の責務)

- 第6条 議会は、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮します。
- 2 議会に関する基本的な事項については、長崎市議会基本条例(平成22年長崎市条例第37号)によります。

(市長等の責務)

- 第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に努め、まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。
- 2 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
 - 3 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
 - 4 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
 - 5 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外の都市等と積極的に連携します。
 - 6 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。
 - 7 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

(職員の責務)

- 第8条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。
- 2 職員は、様々な担い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。
 - 3 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(市の支援)

第6条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進又はまちづくり計画の実現のため、必要があると認めるときは、地域コミュニティ連絡協議会に対し、予算の範囲内において財政上の措置を講ずるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を行うものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の認定等)

第7条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす団体について、地域コミュニティ連絡協議会に認定するものとする。

- (1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。
 - ア 市立の小学校の通学区域を基礎とする区域
 - イ 連合自治会(統廃合前の小学校の通学区域を基礎とする自治会の連合体に限る。)の区域を基礎とする区域
 - ウ その他市長が適当と認める区域
 - (2) 地区を代表する団体(市長が別に定める要件を満たす団体に限る。)であって、地区の様々な課題に対応できること。
 - (3) 市長が別に定める事項を記載した規約又は会則を有していること。
 - (4) まちづくり計画を策定していること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、その認定の可否を決定するとともに、同項の団体の代表者にその旨を書面により通知するものとする。
 - 4 第1項の規定による認定を受けた団体の代表者は、第2項の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 5 前項の団体の代表者は、第1項の要件を満たさなくなった場合又は地域コミュニティ連絡協議会を解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
 - 6 市長は、地域コミュニティ連絡協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による認定を取り消すことができる。
 - (1) 前項の規定による届出をしたとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第1項の規定による認定を受けたとき。
 - (3) 第1項の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(条例施行後の検討の義務)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

長崎市では、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を踏まえて、
地域におけるまちづくりに取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169の

ターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

自治会PR動画第1弾 じちかいレボリューション

「自治会」って聞いたことはあるけど、自分に関係ないと思いませんか?地域を支えている自治会の存在に気付いてもらいたくて、オリジナルソングにのせて自治会を紹介する動画を作りました。耳に残る曲を口ずさみながら、一緒に「できることから」やってみましょう!



自治会PR動画第2弾 #自治会に入ってみた

当たり前にある自治会の存在に気づき、その大切さを知る共感型ストーリー。主演を務めるのは、長崎で活躍する女優・タレントの「塩田みう」さんです。『この街の“なんかいいな”は、きっとあなたにもつくれる。』



地コミPR動画第1弾 「地コミ」ってなに?

「地コミ」ってなに? どんなことしてるの? といった疑問をお持ちの方は、まずコチラの動画をご覧ください! この動画を見て、あなたも「地コミ」の活動に参加してみませんか?



地コミPR動画第2弾 “地コミ”を追ってみた!

カフェでふと耳にした“地コミ”というワード。その謎を解き明かすため、探偵に扮したタレント「塩田みう」が地域を駆け回る。やがて普段の生活や身近な風景の中に様々な“地コミ”が息づいていることに気付いていく。

あなたが住んでいるまちにも“地コミ”があるかも!



第2期 みんなで、す〜で! ながさき虹色プロジェクト [長崎市地域まちづくり計画]

策定 令和8年3月

長崎市市民生活部地域コミュニティ推進室

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号
☎095-822-8888(代表・あじさいコール)